

平成21年第2回吉田町議会定例会

吉田町議会会議録

平成21年 6月 5日 開会

）

平成21年 6月19日 閉会

吉田町議会

平成21年第2回吉田町議会定例会会議録目次

第 1 号 (6月5日)

○町長あいさつ	3
○開会の宣告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○諸報告について	4
○議案第54号の上程、説明	11
○報告第1号の報告、説明	12
○散会の宣告	13

第 2 号 (6月16日)

○開議の宣告	15
○一般質問	15
吉永満榮	15
藤田和寿	26
佐藤正司	38
○散会の宣告	49

第 3 号 (6月17日)

○開議の宣告	50
○一般質問	50
杉村嘉久	50
市川陽三	59
○散会の宣告	65

第 4 号 (6月19日)

○開議の宣告	66
○議案第54号の質疑、討論、採決	66
○発議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	66
○発議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	68
○日程の追加について	69
○議会改革特別委員の選任について	70
○議員派遣について	70
○議会閉会中の継続調査について	71
○町長あいさつ	71
○議長あいさつ	72
○閉会の宣告	72

開会 午前 9時00分

○議長（増田宏胤君） 改めて、おはようございます。

本日ここに平成21年第2回吉田町議会定例会が招集されました。議員各位には公私ともに御多用のところ御出席をいただき、ありがとうございます。

本定例会に提出される議案につきましては後刻町長から説明がありますが、議員各位におかれましては円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

◎町長あいさつ

○議長（増田宏胤君） 開会に当たり、町長よりごあいさつをお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） おはようございます。

昨日は静岡空港の開港式で、議長ともども朝から夜まで、いろいろな式典とかレセプションにずっと出づっぱりでございました。

開港式のときに、石川知事が開港に思いを寄せて、次のような一首を読み上げました。

「難産の末に生まれし子に似たる静岡空港、いや栄えあれ」と。非常にある意味においては石川知事の4期16年というものは、空港の建設というものが、恐らく知事が一番大きな仕事であったろうと。そこに寄せた知事の思いというものが、その一首に出たのかなと思いました。いろんな意味で1,900億円というお金をかけた空港でもありますし、また、我が吉田町が、航路直下の町というのが現実となった日でもございます。メリットもデメリットもあるわけでございますけれども、ともに調和し合えるような思いやりを持ちながら、空港というものが県民の使えるインフラとして、いい方向に伸びていくことを切に祈った次第でございます。

話は変わりますけれども、議員の皆様は、先日の議長選挙等を通じて新しい布陣にチーム編成をされました。行政のほうは、私が出づっぱりでございますけれども、皆様は編成を変えて、布陣を変えて相對するわけでございます。

今後、議会の皆様がどのようなことを軸足、また判断基準として、この町の町政の運営に参画されるかはまだわかりませんが、私は15年の町長に就任以来、常に個別の条例、個別の法律等々、ケースというものがぶつかる場合、非常に難しい選択を迫られます。その場合には、常に公益性というものを下地にして、また軸足として、判断基準としてやってまいりました。私の場合は、常に公益性というものが判断基準のかなめでございます。会員の皆様におかれましては、ぜひとも公益性というものを基準にして町政運営に参画されますよう、ぜひともお願い申し上げ、今定例会のあいさつといたします。

◎開会の宣告

○議長（増田宏胤君） ただいまの出席議員数は14名、全員であります。定足数に達しておりますので、平成21年第2回吉田町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（増田宏胤君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第114条の規定により、3番、市川陽三君、4番、杉村嘉久君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（増田宏胤君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日6月5日から6月19日までの15日間としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は、本日6月5日から6月19日までの15日間に決定しました。

なお、会期中の審議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりでありますので、御了承願います。

◎諸報告について

○議長（増田宏胤君） 日程第3、諸報告を行います。

最初に、議長報告を行います。

5月14日（木曜日）、掛川グランドホテルにおいて、志太榛原・中東遠地域シンポジウムが開催され、正副議長が出席しました。今回のシンポジウムは、「将来を展望し、多極分担型の地域づくりを考える」と題して行われました。

初めに、「多極分担型地域構造の今日的な意義と当地域における形成の可能性」と題し、法政大学大学院政策創造研究科教授、黒川和美氏による基調講演が行われました。その後、佐藤経済研究所所長、浜松学院大学現代コミュニケーション学部教授をコーディネーターに、各方面の5人のパネリストによりパネルディスカッションが行われました。

5月19日（火曜日）、20日（水曜日）の両日、東京メルパルクホールにおいて、第34回町村議会議長・副議長研修会が開催されました。本研修会は、新たな地方分権改革の進捗状況

や、今後の方向性について理解を深め、町村議会の活性化に資することを目的に開催されたものであり、正副議長が参加しました。研修内容は講演が主であり、3人の方からの講演とシンポジウムがありました。講師とテーマにつきましては、東京大学大学院情報学環、学際情報学府教授、姜 尚中氏による「日本再生のための政治と自治について」、湯布院玉の湯代表取締役社長、桑野和泉氏による「地域に根差した産業振興」について、千葉経済大学学長小滝敏之氏による「小さな自治から大きな未来へ：自治の哲学と戦略」についての講演でした。シンポジウムは、成蹊大学名誉教授、佐藤 竺氏「基礎自治体のあり方と今後の町村議会」と題し基調講演があり、コーディネーターを岡本光雄全国町村議会議長会議事調査部長、パネラーとして、北海道白老町議会議長、宮城県本吉町議会議長、山梨県身延町議会議長、徳島県北島町議会議長によるパネルディスカッションが行われました。大変有意義な講演、シンポジウムであり、議会活動、議会の活性化に向けて大いに参考になり、今後に生かしてまいりたいと思います。

5月25日（月曜日）、静岡市県市町村センターにおいて、静岡県町村議会議長会総会が開催されました。議題として、1、静岡県町村議会議長会の会長の選任について、2、副会長の選任について、3、監事の選任についての3件について審議が行われ、協議の結果、会長に賀茂郡南伊豆町の渡邊嘉郎議長、副会長に賀茂郡東伊豆町の八代善行議長、監事に田方郡函南町、米山祐和議長と周智郡森町、大場孝侑議長が選任されました。その他、平成21年度の今後の主要行事予定について連絡があり、閉会したところであります。

6月1日（月曜日）、静岡市、ホテルセンチュリー静岡において、静岡県地方議会議長連絡協議会定期総会並びに政策研修会が開催されました。これには正副議長が出席しました。総会に先立ち政策研修会が開催され、時事通信社静岡総局長の加藤清隆氏による、「総選挙後の新政権を展望する」と題して講演がありました。今後の政局をまとめて発言されまして、興味深い講演でありました。

続いて定期総会が行われ、1、平成20年度事業実績及び歳入歳出決算について、2、平成21年度事業計画及び歳入歳出予算について、それぞれ認定、可決されました。

次に、議員派遣結果についてであります。議員派遣結果報告書をお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査並びに定期監査の結果報告書が提出されております。写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、定例会に説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で議長報告を終わります。

続いて、町長の行政報告を行います。お聞き取りのほどお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成21年第2回吉田町議会定例会の開会に当たりまして、町政運営の概況等について御報告申し上げます。

さて、昨年秋以降、日を追うごとに深刻度を増す世界金融危機と戦後最大の世界同時不況は、我が国経済に急激な悪化をもたらしております。

そのような中、内閣府が5月に公表しました月例経済報告では、景気の基調判断を3年3

カ月ぶりに上方修正し、4月までの「急速な悪化が続いており、厳しい状況にある」との判断から、「悪化のテンポが緩やかになっている」との判断に改めております。

しかし、雇用情勢を見ますと、依然として停滞しており、大手企業などにおきましては、大規模な従業員の削減や工場統廃合などのリストラ策が講じられ、大変不安な状況が続いております。

このような社会情勢となっておりますことから、当町においても、町税収入の大幅な落ち込みを見込まざるを得ない状況でございます。さらには、榛原総合病院への財政的支援も過大な負担になっており、当町の財政運営も大変厳しいものになると覚悟しております。ただいま、こうした認識に立ち、限られた財源の中で住民サービスの低下を招かないよう、これまでも増して、効率的な行政運営に努めなければならない状況であります。

それでは、当町の平成21年度事業の進捗状況などにつきまして、御報告申し上げます。

最初に、新型インフルエンザ対策でございます。

国内感染が発生し、当町でも、4月30日に町長を本部長とする吉田町新型インフルエンザ対策本部を設置し、状況に合わせて対策会議を開き、感染の広がりに応じた段階的な町の対処方針を示した行動計画と行動マニュアルを決定する中で、マスクの配布や消毒液の設置時期などを確認したほか、各課における具体的な対応策も決定いたしました。

また、この会議で決定したことを町民の皆様にお知らせするため、5月19日に町内各世帯に新聞折り込みを行い、「吉田町新型インフルエンザ対策本部からのお知らせ」にまとめ、感染予防対策や相談窓口などの必要な情報を提供するとともに、町のホームページにも掲載するようにいたしました。当局では、町民の皆様の安全を第一に考え、危機管理体制も迅速に、そして実務的に整えておりますので、御安心いただきたいと思います。

次に、本年度予定されております町制施行60周年記念事業について申し上げます。

先般、新型インフルエンザの影響で、開催の延期を決定いたしました「記念式典」と陸上自衛隊富士学校音楽隊による「記念演奏」につきまして、10月から11月中旬ごろに開催したいと考え、日程の調整を進めてまいりましたが、このたびは開催日が決定いたしましたので、まずもって皆様に御報告申し上げます。

まず、記念式典につきましては、10月4日の日曜日、午後1時30分から吉田中学校体育館で実施いたします。

次に、陸上自衛隊富士学校音楽隊による記念コンサートでございますが、記念式典と切り離し、10月18日の日曜日、午後1時30分から吉田町総合体育館で挙行的ことを決定いたしました。記念式典と記念コンサートは当初、記念式典として1日で実施することといたしておりましたが、日程調整の結果、2日に分けて挙行的こととなりました。何とぞ御理解賜りたいと存じます。

また、町では町制施行60周年を記念し、1年を通じて記念イベントを開催することを計画しておりますが、まずオープニングイベントとして、去る4月29日、「吉田町みどりのオアシスマつり」を県営吉田公園におきまして実施いたしました。当日は、町制施行60周年拡大のイベントとして、式典の中で、町内の保育園や幼稚園の園児約70人とその御家族による花の種のついた風船を空に飛ばす「バルーンリリース」が行われ、メモリアルイベントを盛り上げていただきました。

また、町制施行60周年を記念し、7月1日にプレミアム商品券「笑顔と元気・とくとくお

買い物券」を発行することが決定されました。1セット500円券22枚の額面1万1,000円を1万円で、1万8,000セット販売され、6月21日から町民の皆様限定で先行販売も行われます。

今後の記念イベントといたしましては、記念式典のほか「吉田町港まつり・花火大会」、「小山城まつり」、「NHK公開番組」などを予定しております。計画の一部につきましては変更もございますが、町制施行60周年記念事業は継続してまいりますので、この町制施行60周年記念事業を通して、改めて郷土の先人たち皆様の御功績に対し、心より感謝するとともに、町民の皆様とともに「町制施行60周年」をお祝いし、さらなる当町の発展に寄与してまいりたいと考えておりますので、御支援のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、富士山静岡空港について御報告申し上げます。

富士山静岡空港は、昨日開港いたしました。

開港までを振り返りますと、昭和62年12月に、旧榛原町と島田市にまたがる現在の位置に建設地が決定されてから約22年が経過いたしました。この間、幾多の紆余曲折を経て、ようやく開港の日を迎える運びとなり、当町から近距離にあり、大変利便性の高い空港を利用できるようになりましたことは大変喜ばしいことではありますが、同時に、平成21年6月4日は、当町が現実的に航路直下の町となった日でもございます。これまでは、県から提供される計画を見ながら、想像の中でデメリットとなる面を考えてきたわけですが、それがいよいよ現実に体感しなければならない状況を迎えます。

当町といたしましては、富士山静岡空港を大いに活用して、町のためにより大きな効果を生み出す工夫を凝らすと同時に、これまでとは異なり、現実にもたらされるデメリットをよく見きわめ、そのデメリット部分とうまくつき合っていくような工夫を凝らさなければなりません。今後、空港の利活用を高めるための事業には前向きに取り組み、騒音、落下物、非常事態の発生などについては町としての監視の目を厳しく持ちながら、県当局に対しても、地元の痛みを十分に踏まえた適切な対応を求めてまいりたいと存じます。そして、関係者すべてがお互いの立場を尊重し、連携しつつ、富士山静岡空港のメリット部分もデメリット部分も共有し、よりよい空港として育てていかなければなりませんので、議会におかれましても、今後一層御支援賜りますようお願い申し上げます。

なお、富士山静岡空港ターミナルビル2階にある静岡県の情報発信スペースは、内覧会でごらんいただきましたとおり、島田市、牧之原市とともに2市1町の空港地元PRコーナーが設置されております。展示場所は4カ月ごとにローテーションすることになっておりますので、空港を利用される際には、ぜひお立ち寄りいただきたいと存じます。

続きまして、「ちいさな理科館」事業について御報告申し上げます。

3月議会においても御報告いたしましたが、「ちいさな理科館」建設事業につきましては、平成21年度と平成22年度の2カ年事業として実施し、本年度秋以降に建設に着手する予定であります。また、理科館の運営を検討する運営委員会につきましては、本年度は専門的知識を有する教員経験者及び学識経験者計6人の方に委員として御就任をいただきました。委員の皆様には月1回定期的にお集まりいただき、運営に関する具体的な内容などを検討していただくとともに、本年度は小学生を対象とした先導的実験を3回行っていただく予定にしております。第1回目を4月14日に開催いたしました。

次に、社会教育関係事業について御報告申し上げます。

社会教育関係事業は、「地域社会の教育力向上」を施策の柱として、地域の皆様に御協力

賜りながら事業展開を行っております。

まず、登下校の子供たちに、声かけや見守りをしていただいております「吉田町笑顔いっぱい運動」でございますが、本年度は、あいさつ運動から一歩進め、「話をしよう」というテーマを加えた活動へと発展しております。その一環として4月12日には、「話をしようよ僕から始まる言葉のリレー」という標語のステッカーを全戸配付し、家族内での会話促進を図る活動にも取り組んでおります。

子供たちを対象とした地域教育推進事業では、本年度から町内4地区すべてで子供をはぐくむ地域教育推進協議会が結成され、自治会や育成会など住民が協力して、子供たちのために七夕づくりや肝試し、農業体験、通学合宿など事業を計画しております。そして、「吉田町チャレンジ教室」や「吉田町ふるさと学級」でも、町内の小学生の参加を得て、さまざまな体験を行う事業を展開しております。

大人を対象とした生涯学習教室では、着つけや古文書の読解、健康体操、パソコンなどの36教室を開講いたしますが、約300人の地域の皆様が受講しております。

また、子供も大人も参加できる「健康づくり・ソフトランニング教室」でございますが、退職された教職員や陸上競技経験者を講師として、月2回のペースで実施しており、年々参加者が増加し、年代別にグループを分けたメニューも設けるなど、幅も広がってきております。引き続き、地域の人材を活用した事業展開を拡大しつつ、地域社会の教育力向上を図ってまいりたいと存じます。

次に、子育て支援事業でございますが、当町では平成17年度に、「こどもたちが、健やかに、生き生きと育つよう、みんなで子育てできるまち」を基本理念とした「吉田町次世代育成対策行動計画」を策定し、この計画に基づき、保育園と放課後児童クラブ室の整備、日曜保育の実施や子育て支援センターの充実などに努めてまいりました。

この前期5カ年計画を全体的に見直し、平成22年度からの新たな後期行動計画を策定するため、平成20年度には子育て家庭へのアンケート調査を実施しました。この調査結果を後期行動計画に反映させてまいりたいと考えております。

「次世代育成支援対策推進法」は、国、地方公共団体及び事業所がそれぞれの責務に基づき行動計画を策定し、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進することにより、次代の社会を担う子供が健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的としております。

しかしながら、最近の世界的な不況の影響で、我が国においても生活水準が限界を超える家庭が増えたことに伴い、子供の貧困問題が生じ、子供たちの家庭環境はもとより、教育機会における格差が顕著となり、子供たちが置かれた環境はますます厳しいものとなっていくことが懸念されております。

このような背景を踏まえ、国の施策の動向を見きわめながら「子どもの最善の利益への配慮」を基本に、子育て家庭への支援及び子供が健やかに育てられる環境整備などの取り組みについて、本町独自の後期行動計画を策定してまいりたいと考えております。

また、地域の子育て支援の拠点としての保育園に関しましては、「町全体の保育所で保育する」という発想に基づき、現行の町内5保育園による運営から「あやめ保育園」を段階的に縮小し、町内4地区にそれぞれ1カ所の保育園に再編する計画を策定しましたが、本計画につきましては、本年度から3カ年をかけ、課題などを十分に検討し、見直ししながら進め

てまいります。

さらには、平成19年度の定率減税の廃止を主とした税制改正以降、低料金に据え置かれております保育料につきましても、税制改正による影響をもとに戻すとともに、近隣市町と均衡を考慮した上で、本年度に見直しを行う必要があると考えておりますので、御理解くださいますようお願いいたします。

次に、平成21年度、22年度の2カ年にわたり、旧さゆり保育園の跡地に建設を計画しております「総合障害者自立支援施設」であります。3月下旬に設計業務委託が終了し、現在、建築確認の申請を行っている状況であります。

今回、計画しております施設は、鉄筋コンクリートづくり平屋建て構造の延べ床面積約970平方メートルで、施設管理の容易さと効率化を図り、利用者の安心・安全を守るため、建物の中央に管理事務室と交流ホールを設け、障害福祉サービスのうち、現在さくら作業所で行っております就労継続支援や神戸集落センターで行っております地域活動支援センター「マーガレット」及び障害児放課後児童クラブ事業を基本に、新たに生活介護や相談支援事業を展開することとし、県内には例を見ない三障害者を対象とした多機能型の施設を目指しております。施設には、これら障害福祉サービスを行うための訓練作業室を初め児童クラブ室、生活談話室などのほか、就労への支援としての菓子製造室も計画しております。

今後のスケジュールといたしましては、工事の入札及び契約締結の議決を経まして、10月ごろの着工を目指しておりますが、現在申請中の建築確認済証の交付までの期間が予想できない状況にありますので、いま一度スケジュールを見直す必要があると考えております。

今回の「総合障害者自立支援施設」の建設を契機に、健康福祉センターを中心とした中央児童館、さゆり保育園が連なる一大福祉交流ゾーンが展開され、ここから障害のある人、ない人、また幼児から高齢者まで分け隔てることなく共助し、交流する「共生」の理念が全町に発進され、「人と人、心安らぎ、健康で住みやすいまち」の実現に向けて新たな一歩を踏み出せるものと期待をしております。

続きまして、道路整備事業について御報告申し上げます。

初めに、東名川尻幹線の整備でございますが、国道150号から南側につきましては、町が事業主体として町道高畑高島線までの440メートル区間を県の補助事業として施行しております。本年度は、この区間の南側から約200メートルの排水工及び舗装工事を計画しております。この補助事業に係る工事につきましては、現在、補助金交付申請の手続きを進めておりますが、8月下旬ごろ交付決定を受け、9月に発注を行いたいと考えております。また、この補助事業の中で、東名川尻幹線と高畑高島線の交差点の整備も進めることができるようになりましたので、本年度は地権者への補償も計画の中に入れて実施する予定でございます。

同じく県の補助事業である中央幹線の整備についてでございますが、本年度は東名川尻幹線から東側の町道本田線までの390メートルの排水工及び舗装工事を計画しており、発注時期につきましては、東名川尻幹線と同じ9月を予定しております。また、榛南幹線及び大幡川幹線につきましても、引き続き用地取得及び物件補償を予定しております。その他、現在整備中の神戸地区のカネマン大井線につきましては、空港関連補助事業で実施しており、今年度は残りの用地・物件補償を行い、側溝及び舗装工事を9月に発注する予定でございます。

次に、町の単独事業でございますが、神戸地区の日の出向原線改良工事につきましては、昨年度に引き続き、120メートル区間の側溝及び舗装工事を、川尻地区の東名川尻幹線

改良工事につきましても、昨年度に引き続き、残りの80メートル区間の片側歩道工事を行います。この2件の工事につきましては、発注を7月に予定しております。また、住吉地区東村線道路改良工事28メートル区間、民附2号線道路改良工事38メートル区間につきましては、既に発注をいたしました。

次に、上水道事業について御報告申し上げます。

最初に、施設の整備でございます。災害等の緊急時に、迅速かつ安全な給水を確保するための事業として各施設に非常用発電機を設置しておりますが、平成21年度は第1浄水場において既設発電機の改良、第4水源において新規設置を行う予定でございまして、このほど設計業務を発注いたしました。

次に、老朽管布設がえ事業として毎年計画的に実施しております石綿管布設がえ事業につきましては、吉田高校西側の塩谷上川原線配水管布設がえ工事（第1工区）と県道吉田港線から中臨港線までの東浜2号線外1路線配水管布設替工事を実施し、約418メートルの石綿管を布設がえする計画でございます。そのほか石綿管以外の老朽管布設替事業としまして3本、水道管布設事業としまして2本、計5本の事業の実施を予定しておりますが、そのうち中原能満寺3号線外1路線配水管布設替工事につきましては、既に発注をいたしております。

最後に、他事業に伴う水道管の布設及び布設がえ工事についてでございますが、道路改良事業としまして、島田土木事務所、志太榛原農林事務所関連でそれぞれ1本、都市建設課関連で2本、計4本の布設を計画しております。また、公共下水道関連事業としまして、約1,052メートルの布設がえを計画しております。他事業に伴う工事につきましては、島田土木事務所、志太榛原農林事務所、都市建設課、下水道課等、各事業関係者と連絡を密にし、十分な協議、調整を図りながら事業を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、下水道事業について御報告申し上げます。

下水道事業につきましては、これまでと同様、汚水処理施設整備交付金を活用し、平成20年度から22年度までの3カ年計画で、浄化槽設置事業とあわせた整備を進めております。

本年度に整備を予定している施行箇所は、住吉地区では上組及び森下・東村地区と川尻地区では西向地区を中心に面整備を進め、管延長にして約3キロメートルの布設工事を行う予定でございます。

また、今年度から「下水道総合地震対策事業」に着手し、管渠の耐震補強や避難地へのマンホールトイレの設置について設計委託を進める予定であります。

最後に、定額給付金給付事業の現況について御報告申し上げます。

町では、3月30日に定額給付金申請書を受給対象者に発送するとともに、翌日の4月1日から受け付けを開始し、1日でも早く給付金をお届けすべく事務手続を進めているところであります。定額給付金給付事業の受給対象者は、日本人が2万9,284人、外国人が1,112人、全体で3万396人でございます。この受給対象者のうち、5月末までに定額給付金申請者の受け付けを済まされている方は、日本人が2万7,919人、外国人が896人、全体で2万8,815人となっており、全受給対象者の95%に達しております。

定額給付金の支給につきましては、順次開始しておりますが、5月15日現在の振り込み申請件数1万1,715件のうち、今月10日で9,370件の振り込みが完了する予定で、給付率は80%に達する見込みであります。今月7日からは、現金受給を希望される方々に支給を開始いたしますが、今後は、10月1日の定額給付金申請書の受け付け事務の終了期日までに、いまだ

申請をなされていない方々に対し、当該事業を広報等でお知らせしてまいりたいと考えております。

以上、町政運営の一端を申し上げましたが、これらの事業につきましては、引き続き滞りなく完遂できますように努力してまいります。昨今、町政を取り巻く環境は激しく揺れ動いております。国は、つい先ごろまで、財政再建を最優先に財政規律を重視した政策を強力に進めておりましたが、世界的な金融恐慌に直面してからは、一転して財政規律を棚上げにして景気対策を最優先にした消費拡大政策へと大転換を図り、大型の緊急経済対策を矢継ぎ早に打ち出しております。この一環として、財政力の脆弱な自治体は、国から多額の臨時交付金の交付を受け、一時的に財政を潤しておりますが、財政力が高い当町のような自治体は、ほとんどその恩恵を受けることはできない状況にあります。先日は、地域活性化・経済危機対策臨時交付金が計上された補正予算も国会を通過いたしました。これも財政力の脆弱な自治体に多額の臨時交付金を交付するもので、財政力の高い自治体に対しては交付制限を行う内容となっております。結果といたしまして、当町は裾野市に次いで県下で2番目に少ない額の約6,400万円が臨時的に交付されるだけにとどまりました。

このように、ただいま打ち出されている自治体経由の国の地域活性化策は、財政力の脆弱な団体を対象とするものがほとんどであり、当町は、直接的な財政支援を享受することは難しいばかりか、無理に一時的な支援策を取り込もうといたしますと、今後における町の財政規律にも悪影響を及ぼしかねないメニューもあり、慎重を来さなければならない状況にあります。

目下、町政は、財政面におきましても、行政運営面におきましても、大変難しい局面にありますので、今まで以上に正確な情報を収集しながら、冷静さを失うことなく、限られた財源を有効に活用し、真に町民の皆様のためになる施策を選択してまいらなければなりません。議員各位におかれましても、諸事御賢察賜り、大所高所に立ちました御支援をよろしくお願い申し上げます、本定例会の行政報告といたします。

◎議案第54号の上程、説明

○議長（増田宏胤君） 日程第4、議案上程を行います。

第54号議案、吉田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、町長から提案理由の説明を求めます。

また、報告事項につきましても説明をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成21年第2回吉田町議会定例会に上程いたします議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回上程いたします議案は、人事案件について1件でございます。このほかに1件の報告事項がございます。

それでは、議案につきまして御説明申し上げます。

第54号議案は、吉田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることにつ

いてでございます。

本議案は、現委員でございます村松晴雄委員が6月30日をもって任期満了となりますことから、引き続き、村松委員を吉田町固定資産評価審査委員会委員に選任することにつきまして議会の同意をお願いするものでございます。

続いて、報告事項でございますが、第1号報告は、平成20年度吉田町繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。

本報告は、一般会計について、本年3月の第1回定例会におきまして、平成20年度で支出すべき経費は平成21年度に繰り越すことをお認めいただきました。定額給付金事業費ほか4事業費につきまして、繰り越して使用する財源をそれぞれ報告するものでございます。

以上が上程いたします1議案と報告事項の1件の概要でございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

それでは、御審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長（増田宏胤君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、担当課長から詳細なる説明をお願いします。

総務課長、中村久義君。

〔総務課長兼防災監 中村久義君登壇〕

○総務課長兼防災監（中村久義君） 総務課でございます。

第54号議案 吉田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて御説明申し上げます。

提出議案の1ページをごらんいただきたいと思います。

本議案は、現在、吉田町固定資産評価審査委員会の委員であります吉田町川尻の村松晴雄氏が、6月30日をもって任期満了になります。村松氏は、固定資産評価審査委員会の委員としてふさわしい識見をお持ちで、また地域住民からの信望も非常に厚いことから、引き続き同委員に就任していただきたいので、地方税法第423条第3項の規定に基づきまして、議会の同意をお願いするものでございます。選任者の住所につきましては、吉田町川尻1546番地、氏名は村松晴雄、生年月日は昭和17年1月25日、現在67歳でございます。

なお、村松氏は、現在、固定資産評価審査委員会委員として、平成12年7月1日から3期在職していただいております。

以上が、第54号議案 吉田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについての内容でございます。

以上が総務課からの議案につきましての御説明でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（増田宏胤君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました第54号議案につきましては、議会最終日に採決予定でありますので、よろしく申し上げます。

◎報告第1号の報告、説明

○議長（増田宏胤君） 日程第5、第1号報告 平成20年度吉田町繰越明許費繰越計算書の報

告について、報告を行います。

企画課長、塚本昭二君。

〔企画課長 塚本昭二君登壇〕

○企画課長（塚本昭二君） 企画課でございます。

第1号報告 平成20年度吉田町繰越明許費繰越計算書の報告についての内容を御説明申し上げます。

資料の2ページ以降をごらんいただきたいと思います。

この報告は、3月議会定例会の平成20年度一般会計補正予算（第3号）におきまして、地方自治法第213条第1項の規定により、平成21年度に繰り越して使用できる経費をお認めいただきましたものについて、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書を調製して御報告させていただくものでございます。

計算書の内容でございますが、資料の3ページをごらんいただきたいと思います。

平成20年度一般会計予算を平成21年度に繰り越しさせていただいた事業は、計算書に掲げました5事業でございます。

まず、2款1項の定額給付金給付事業費でございますが、事業費4億5,826万8,000円の全額を平成21年度に繰り越して執行するものでございまして、その財源はすべて未収入の国庫支出金でございます。

次に、2款1項の定額給付金給付事務費でございますが、事業費1,870万3,000円のうち、1,686万2,000円を平成21年度に繰り越して執行するものでございまして、その財源は既収入の国庫支出金15万9,000円と未収入の国庫支出金の1,670万3,000円でございます。

次に、3款2項の子育て応援特別手当事業費でございますが、事業費2,213万5,000円のうち、2,189万3,000円を平成21年度に繰り越して執行するものでございまして、その財源は既収入の国庫支出金64万6,000円と未収の国庫支出金2,124万7,000円でございます。

続きまして、6款3項の津波・高潮危機管理対策緊急事業費でございますが、事業費5,700万円全額を平成21年度に繰り越すものでございまして、その財源は未収入の国庫支出金2,850万円と未収入の県支出金2,280万円、そして570万円の一般財源でございます。

最後に、8款4項の土地利用事業附帯工事費（西の宮川改修工事）でございますが、事業費978万円の全額を平成21年度に繰り越すものでございまして、この財源につきましては全額一般財源でございます。

以上が第1号報告の内容でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（増田宏胤君） 報告が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（増田宏胤君） 以上で本日の日程は全部終了しました。御協力いただきありがとうございました。

次回は6月9日火曜日午前9時から総務文教常任委員会であります。よろしく願いします。

本日はこれにて散会します。

散会 午前 9時51分

開議 午前 9時01分

○議長（増田宏胤君） 改めて、おはようございます。

本日は定例会第12日目でございます。

◎開議の宣告

○議長（増田宏胤君） ただいまの出席議員数は14名全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎一般質問

○議長（増田宏胤君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は通告順序によって行い、1人の質問及び答弁に要する時間は60分以内です。関連質問はございません。

それでは、順番に発言を許します。

◇ 吉 永 満 榮 君

○議長（増田宏胤君） 10番、吉永満榮君。

〔10番 吉永満榮君登壇〕

○10番（吉永満榮君） それでは、一般質問を行います。

私は、議席番号10番、吉永満榮です。

今定例会において、さきに通告してあります質問事項に基づき、吉田町職員優遇退職実施要綱は、人事の刷新・管理について、倫理観はどこに置くか。質問の要旨5項目は以下のとおりであります。

- 1、職員の優遇退職要綱について、過去12年間の運用状況はどうか。
- 2、退職手続で、特別の事情は町長が認めるとするが、その根拠はどこに視点を置くのか。
- 3番、この優遇退職要綱を時代の変革にふさわしい条文に改正する考えはあるか、ないか。
- 4、職員の要綱活用に向けて倫理法や公務員法の遵守と研修指導はどうなっているか。
- 5、職員優遇退職の先見性の運用効果について住民説明会の開催はどのように考えているか。

それでは、1から5までの要旨の詳細説明をさせていただきますが、私ども町村議会は主権を有する住民から直接選挙され、住民を代表する正当性を持つ議員で構成されております。合議体であります。地方制度で、行政を抑制し、監視、チェックする役割は大きいと思います。町長の方針、見解、事実の説明等報告を求め、批判・意見を表明するものでございます。

1、職員優遇退職要綱に基づいて、過去12年間の運用状況について、平成9年から平成20年度までの12年間、事前調査をいたしました。

47人と伺っていますが、この中で、第2条の「毎年3月31日で50歳から59歳に達する人で、通常の手続は毎年、当年度7月末までに申し込みをする」と。翌年3月31日に退職することが運用の基準でございます。この規定以外で特別な事情のある場合は、退職日を繰り上げることができるとしていますが、この繰り上げ退職をされた人は47人中何人あるかどうか事実説明を町長から求めます。

2番目は、退職手続で「退職理由は町長が認める」とあるが、その根拠はどこに視点を置くかでございます。町長が認める特別の理由とは、税金がどのように使われているか。昨日の、一昨日は全国世論調査でもって、今政治不安が83%あると。これは税金の使い道に批判が集中しているということであると思っております。この公益上認められる理由であるか、全部を公表して町長の見解を求めたいと思います。

次に、その内容は、運用基準とは別に適用されると考えますが、それは範例、あるいは前例等はあるのかどうか。それに照合していると認めるのかどうか、住民に対する透明性、公平性は確保できるかどうか伺います。

3番目、この要綱は、時代の変革にふさわしい条文に改正する考えはあるか、ないかです。これは、要綱第8条で、必要な事項は町長が求めるとあるが、この運用について住民の信頼性、実効性を保つため、公正な倫理審査会のような附属機関を設置、審査する条文を追加するとともに、管理面で有効策を考えますが、町長の方針を伺います。

4つ目、職員の要綱活用に向けて倫理法や公務員法の遵守と研修指導についてですが、この職員優遇退職要綱の活用は、職員としてそれぞれ違う観点で申請、要綱に準じて許可されると思いますが、倫理法の施行は人としての道徳であると。倫理は個人の持つ精神、あるいは常識感覚にゆだねられる問題であります。また、地方公務員法では、すべての職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならないと規定している。高い倫理観が求められているのは当然のことです。

昨今、地方公務員や非常勤公務員においても、倫理観が地に落ち、不祥事も増加しています。服務規定や処分指針を強化して、住民の信頼確保と資質の向上に努める研修や指導はどのように実施されてきたか。また、今後はどんな計画を町長は考えておられるか、その見解を伺いたいと思います。

現に吉田町としては、この要綱は退職職員の再就職の場として活用され、議会議員の育成にも大きく貢献されてきたことであります。当議会は、過去2回無投票当選で議員が選出されています。議員になるため、勸奨制度を使って退職し職員が議会議員に立候補、当選されている前例があります。町民に理解が得られるものであれば、その手法もありなのかどうか町長に考えを伺います。また、選挙戦が実現できないときは、繰り上げ優遇退職を勸奨して無投票当選を阻止することも人事の刷新、管理に配慮した運用となります。議会議員の育成について、この点も含んだ指導もありますので、町長の方針を伺います。

5番目、町職員優遇退職の先見性の運用効果について、住民説明会の開催については、職員から、ことしも7月末日までにこの要綱を適用した退職願が出されると思います。実社会では世界的な景気悪化に陥って雇用安定と人材育成を進めることも強調されているところ

であります。町として公益性のある要綱の効果について、退職時の書類審査から認可するまで住民の意思に基づく透明性や公平・公正の是非を果たしているかを、住民意識の向上策も含めまして住民説明会は大変難しいじゃないかなと思うんですけども、透明性のある公益性の観点から広報等を用いて、そういう場をつくっていただくことを、住民関係団体等と協議の上、制度の運用、説明、そのほかその効果について実施いただきたいと考えますが、町長の見解を求めるところでございます。

以上が1から5までの要旨説明であります。

町長の方針、見解、事実説明は政治倫理においても、地方自治に対する住民の信頼へつながるものと思っております。

以上が私の一般質問の要旨でございます。よろしく申し上げます。

○議長（増田宏胤君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 議員にあらかじめお話しておきますけれども、議員から最初に一般質問で来たのは、この1枚でございますので、今議員がおっしゃられたことについては直接触れてない部分がございますので、もし何でしたら再質問で聞いていただければ結構です。

答弁いたします。

議員御質問の吉田町職員優遇退職実施要綱は、人事の刷新・管理について倫理観はどこに置くのかのうち、1点目の職員優遇退職要綱について、過去12年間の運用状況はどうかについてお答えします。

議員御指摘の吉田町職員優遇退職要綱は、人事の刷新と職員の計画的な人事管理を図るため、職員を勧奨して退職させる場合における優遇措置につきまして必要な事項を定めたものでございます。

この要綱に基づく職員の退職について、この要綱を解説いたしますと、基本的な流れは、まず一番目としまして、毎年3月31日までに年齢50歳から59歳に達する職員が、二つめといたしまして、毎年度6月末日までに町長が行う退職の勧奨を受けて、三つ目としまして、当該年度の7月末日までに定められた様式の退職願により町長に退職を申し出て、四つ目といたしまして、当該年度の3月31日に退職をするという流れになっております。しかしながら、この要綱にも町長が認めた場合といった条件をつけた例外規定が設けられております。

まず、第2条におきまして、適用を受けることのできる職員は、3月31日までに年齢50歳に達していなくても、すなわち49歳以下であっても適用を受けることができるとされ、まず、退職年齢の引き下げが認められております。

次いで、第4条におきまして、町長への申し出の期限、すなわち勧奨退職を受けますよという申し出の期限は7月末日までではなく、特別な事情がある場合は8月1日以降であってもよいとされ、申し出の時期の繰り下げが認められております。

最後に、第5条におきまして、職員の退職日は3月31日末ですが、第4条と同じように特別な事情がある場合は、3月31日以前であっても退職してよいとされ、退職日の繰り上げが認められております。

さて、過去12年間の運用状況でございますが、この要綱に基づいて優遇退職制度の適用を受けた職員の総数は47名でございます。47名の退職した職員につきまして、退職を勧奨した

町長の在任期間ごとに区分しますと、柳原町長の在任期間は8名、中村町長の在任期間は12名、そして私の在任期間は27名となっております。

次に、2点目の退職手続で特別の事情は町長が認めるとするが、その根拠はどこに視点を置くのかについてお答えします。

この要綱の運用におきまして、特別の事情とは、第4条における退職の申し出を7月末日ではなく8月1日以降でも認める根拠であり、第5条における退職日時を3月31日ではなく、それ以前に繰り上げて退職を認める根拠でございます。この特別な事情を認めるか否かの判断の基準でございますが、まず、第4条における特別な事情についてお話いたします。

第4条における申し出の時期の繰り下げは、次年度の採用人員を確定し、採用を決定する以前であれば採用人員の選考は可能でありますので、計画的な人事計画に余り影響はないと言えます。しかしながら、次年度の採用人員が決定した後であれば、来年度に欠員が生じますので、計画的な人事計画に齟齬が生じます、狂いが生じます、言いかえれば、次年度の採用人員の決定以前であれば、申し出時期の繰り下げは問題はなく、特別な事情の採用の範囲は極めて大きく、殊さら特別な事情を吟味する必要はないと考えております。

しかしながら、採用決定後の退職の申し出は、計画的な人事管理を狂わせることとなりますので、特別な事情の採用の範囲は著しく狭くならざるを得ず、特別な事情を厳しく吟味することが求められると思っております。したがって、結論を申し上げますと、特別な事情を認めるか否かの判断基準は、計画的な人事管理に齟齬が生じてもやむを得ないと判断を下さざるを得ないほどに特別な事情であるか否かがかぎであると考えます。

次いで、第5条の特別な事情についてお話します。

第5条の退職日の繰り上げは、重大な問題を抱えておりますので、特別な事情を認めるか否かの判断基準は第4条の特別な事情と異なり、首長すなわち吉田町で言えば町長でございますけれども、町長の裁量は極めて狭く、非常に難しいものがございます。

まず、この要綱に基づく優遇退職制度は、制度上は退職を申し出た職員に3月31日まで勤務すること、言いかえれば3月31日まで職務に専念する義務を課しています。したがって、3月31日以前に退職日を繰り上げることは、当人は職務に専念する義務を果たさなかったこととなります。このことは、結果として当人は不当利得、すなわち不当な利益を得た、不当利得を得たことになりかねないといった問題が生じるものと考えざるを得ません。

次いで、退職日を繰り上げることは、それを認めた町長にしてみれば、退職者が不当な利益を得ることを認める、すなわち退職する人間が真つ当でない利益をポッポに入れるということを認めたことになりかねませんので、結果として町民に対して損害を与えたのではないかと、そのような考えも成り立ってくると思えます。

したがって、第5条の特別な事情を認めるか否かの判断基準は、判断そのものが不当利得、真つ当でない利益を得ること、あるいは損害賠償といった法的に重要な問題を抱えているだけに、まさに針の穴を通すような極めて難しい判断にならざるを得ないものと考えております。

次に、3点目の、この要綱を時代の変革にふさわしい条文等に改正する考えはないかについてお答えします。

たった今、2点目でお答えしましたような問題点等を踏まえて、この要綱の運用基準を精密に考察して厳格な運用に努め、議会や町民の皆様に疑念を抱かれないようにしてまいりたい

いと思っております。

次に、4点目の職員の要綱活用に向けて倫理法や公務員法の遵守とは、研修指導はについてお答えします。

要綱の運用に当たりましては、議員が御指摘されますように、地方公務員法など関係法令を遵守することが基本であります。また、国家公務員倫理法第3条第2項では、職員は常に公私の別を明らかにし、いやしくも、その職務や地位をみずからや、みずからの属する組織のための私的利益のために用いてはならないと定められております。職員には、常に全体の奉仕者としての原点に立ち返るとともに、当該の制度だけではなく、すべての行政運営について法令遵守と説明責任が果たせるよう指導しているところでございます。

最後に、5点目の職員優遇退職制度の先見性の運用効果について、住民説明会の開催はについてお答えします。

議員の御質問にあります職員優遇退職制度の先見性の運用効果といったものが何を指すのかわかりかねますが、当該制度の運用効果は、冒頭で申し上げましたとおり、人事の刷新と計画的な人事管理を図ることにあります。これらの運用効果は住民説明会のような手法でお伝えするようなものではなく、行政の結果として、また身近なものとしては町民の皆様と接する職員の態度等にあらわれるものと考えておりますので、議員が御指摘されるように住民説明会で職員の優遇退職制度の運用効果等についてお話ししなくてもよろしいのではないかと考えております。

○議長（増田宏胤君） 10番、吉永満榮君。

○10番（吉永満榮君） 丁寧な御答弁ありがとうございました。

今回、この一般質問の通告締め切りは5月28日正午ということで議会運営委員会で決まっております。私は、質問の要旨を5月26日午後1時に、午後に事務局に提出をしたところですが、翌日は臨時議会で全員の皆さんが議場に入っておるわけでございます。そして、5月28日午前8時半ごろ、私自宅におったわけですけれども、当時この要綱を退職職員に適用されたものと、柳原町長からの電話でありました。それは厳しい口調で私に、「吉永さん、一般質問をしないようにしてくれよ」と、こういう文言の電話でございました。「何を言っただ」ということで、だれかほかの議員にかわったほうがいいと。どういうことであるんだということでは議論をしましたが、私どもは会派制ではございません。私は、一議員として個人質問をするということでもあります。住民を背に、税金の使い道についてやるんだよと。退職実施要綱の見直しと、その活用基準は倫理法や公務員法の研修指導はどうか質問するものだということで、交代する気はないと返事をさせていただきました。

そのとき私は、通告書を提出いたしました。議会運営委員会の審査は5月29日の9時からと決定しています。では、27日の臨時会の終了後、私の通告書を確認した議員から、元町長柳原氏に、この通告書の内容を話したことになるなということを感じました。以前、この件について住民監査請求が提出されたとき、この要綱の運用については何ら不当に処理したものではない。また、市町の事務組合に伺ったが何ら問題はないと言われている当事者や、あるいは元町長からこの運用について公開されても、何らやましいところはないと私に強い口調で言ったことを思い浮かべました。5月28日の質問交代要請が、私の視点の変化と同時に、さらに疑惑は深まりつつ、この場で議会及び議員として公益性が認められる運用かどうかを町長に見解を求めたいと思います。

では、再質問に移らせていただきます。

まず、過去12年間の優遇退職実施要綱の運用状況ですが、それぞれの町長の在職期間における退職職員の数字について、柳原町長は平成9年度と平成10年度の2カ年しか、ここで恐れ入りますが、在職4年間の退職職員の数字を知りたいと思いますので、柳原町長の平成7年と8年度についても退職職員の数字を教えてくださいたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（増田宏胤君） 総務課長、中村久義君。

○総務課長兼防災監（中村久義君） 7年から8年でございますけれども、7年から8年は6人退職してございます。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 10番、吉永満榮君。

○10番（吉永満榮君） 7年、8年で6人ということですが、この年度別の人員はわかりませんか。

○議長（増田宏胤君） 総務課長、中村久義君。

○総務課長兼防災監（中村久義君） 7年につきましては4人でございます。8年につきましては2人でございます。

○議長（増田宏胤君） 10番、吉永満榮君。

○10番（吉永満榮君） 6人の足し算ができました。4、2で6人ということでございます。

9年が3人、10年が4人、11年が3人、それから12年5、2、3、1、3、6、18年から7、5、5と増加しています。この原因は団塊の世代が退職するというふうに認識しております。ありがとうございました。

それでは、平成7年から20年、これ14年間になります。柳原町長から田村町長まで合計、そうすると6人増えると。53名の職員が優遇退職制度を使って退職したことになります。そのうち何名の職員が第4条の、退職手続は当該年度の4月末日締め切りだが、特別事情のある場合、申し出の期間にはよらないとあります。何名の職員が、また第5条の特別事情のある場合、退職日の繰り上げ、何名退職されたか、それぞれの数字はどうなるのか教えてくださいたいと思います。

○議長（増田宏胤君） 総務課長、中村久義君。

○総務課長兼防災監（中村久義君） 4条の関係ですけれども、特別な理由ですね、7月30、8月1日以降にやめられた方でございますけれども、申し出をされた方でございますけれども、2人の方が申し出をされてございます。

〔「何名、2人」の声あり〕

○総務課長兼防災監（中村久義君） 2人です。

〔「それから5条は」の声あり〕

○総務課長兼防災監（中村久義君） 5条の方は5名になります。5名の方が5条の関係で特別の事情ということでおられています。

○議長（増田宏胤君） 10番、吉永満榮君。

○10番（吉永満榮君） わかりました。

その次の質問に入りますけれども、ただいまお答えをいただいた4条の特別の事情、申し出期限なしによって退職された職員と、第5条の特別な事情で繰り上げ退職した職員は、ど

あなたが町長であったか教えていただきたいと思います。

○議長（増田宏胤君） 総務課長、中村久義君。

○総務課長兼防災監（中村久義君） 4条、5条につきまして、全員の方が柳原町長のときで
ございます。

○議長（増田宏胤君） 10番、吉永満榮君。

○10番（吉永満榮君） ありがとうございます。

次の第5条の特別の退職について伺いますが、どの程度、正式には何日ぐらい退職日が繰
り上げられたのかお伺いしますが、この件について町長はどういうお考えですか、伺います。

○議長（増田宏胤君） 総務課長、中村久義君。

○総務課長兼防災監（中村久義君） まず、1点目ですけれども、2月29日、それから8月30
日もございます。それから4月14日、それから8月30日、それから4月19日、これが5条の
関係の退職日でございます。

○議長（増田宏胤君） 10番、吉永満榮君。

○10番（吉永満榮君） この7月31日というのが柳原町政のときは認められていずに、ふし
だらに2月とか、4月とか、8月とかとある。その理由は、私は先ほど申し上げましたけれ
ども、退職理由については非常に不透明なところがあるんですけれども、退職理由はこの
方々はどんな理由なんですか。ちょっと教えていただけますか。

○議長（増田宏胤君） 総務課長、中村久義君。

○総務課長兼防災監（中村久義君） 特別な理由を示すものについては何も残っていませんの
で、総務課としてはわかりかねます。

○議長（増田宏胤君） 10番、吉永満榮君。

○10番（吉永満榮君） 認める上には、やっぱりいろいろな規範、範例があって、町長がや
らないと、ただ町長が個人的にいいからやるとか、そういうもんじゃないと思うんですけれ
ども。はっきり言えば、町長が認める上には、判こ押す上には、めくら判ではないわけで、
都合がいいから押すとかという問題じゃない。実際、範例があって、これこれこういう家庭
の事情とか、あるいは個人の事情で病気だからやめるとか、そういう理由があって初めてい
いと思うんですよ。しかしながら、今言われると、何を、そういう書類が残ってりゃ、た
だ、ほいじゃこの要綱は何のためにあるんですか。7月31日まできちんと申し出をして、
それを、来年3月31日まで務め、そして、それで勸奨制度の退職金をもらうんです。そう
いうのがこの要綱じゃないんですか。それは事情はわかりますよ。特別な事情というのはわか
るんですけども、その事情の理由がはっきりしないわけには、後になってもずっと尾を引く
わけで、不透明な書類じゃないかと。私はそれで、今回の、条例を変えてほしいというこ
を言っているわけでありまして。それについてお伺いしたい、町長お伺いしたいんですけれ
ども。

○議長（増田宏胤君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 先ほどの答弁した中で、第4条よりも第5条のほうが非常に難しいと。
針の穴を通すような判断が求められるわけでございますけれども、本来特別な事情で退職日
を繰り上げるという場合については、当然のことながら、先ほど申し上げたように、当人は
3月31日まで、勤務ということですね、職務に専念する義務というものが、この要綱でも課
せられています。いわば職務専念義務というんですけれども、これを果たさないわけですか

ら、当然のことながら、特別な事情を特別な事情と認めたときの町長というものは、それについてなぜだったのかというのを、後世当然問われるわけですから、それについての説明責任が果たせるように、本来書類等ですべて整備しておかなきゃならないと思うんですけれども、それが全くされておりませんので、特別な事情というものが何であって、それを柳原町長はなぜ認めたのか、一向にわかりません。

○議長（増田宏胤君） 10番、吉永満榮君。

○10番（吉永満榮君） 町長の説明はわかりますけれども、担当課として書類がないということはないじゃないですか。どっかにあるんじゃないですか。もう一度お伺いします。

○議長（増田宏胤君） 総務課長、中村久義君。

○総務課長兼防災監（中村久義君） この件の質問に際して、探したわけなんですけれどもね、そういう理由についてのものは一切ございません。

○10番（吉永満榮君） 非常にこのときの制度、あるいは町長が認める条件、この要綱に備わっていないですけれども、要綱を変えるということは私は先ほど言いましたけれども、要綱の中には範例として町長の認める対象要綱というものをつくっていただきたいと思うんですけれども。その中にも、議会人になった人もいるもんで、議会人の行く末とかかって、それもひとつ入れてもらっても、私は、こうして現在活躍している議員もいらっしゃるもんで、そういうのもお願いしたいし、また病気とか、あるいは家庭の事情、ほいで親の介護とか、いろいろ事情はあると思うんですよ。なぜ書かないのかと、その点がこれを与えるお金、お金は莫大なお金に、私はなると感じはするんですけれども、普通退職でいいじゃないですか。それプラス4号級というのは昔の1号級ということを教えてもらいましたけれども、それだけで、割り増し金があるというふうな話を聞いていますけれども、いいじゃないですか。

○議長（増田宏胤君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 第5条、退職日を繰り上げる場合の問題ですけれども、特別な事情というのは、私が普通に考えられるものは、本人が退職勧奨の申し出をして、本来は3月31日まで職務に専念する義務を果たしたいと思っている途中で病気等になってしまっていて、それ以後の勤務が非常に不能になってしまったというような場合に、恐らくそれくらいが考えられる特別な事情を認めるというようなことだとは思いますが、ただ、議員御指摘のように、基本的にこの要綱というものは、トップ、町長の恣意性というものが働くように運用されてきたくらいが見えますので、やっぱり運用については当然多額なお金が支払われるわけですから、町民から、そんなことで町政がやれるかと言われれば、本当に厳しいことになりますので、運用については厳格に、やっぱりやっていかざるを得ないというふうに思っています。

ただ、普通に考えれば、特別な事情というものは内容を教えてもらわなくても、特別な事情というものが極めて難しいものであると。先ほど申し上げましたように、まともでない利益を、いわば退職する人間がポッポに入れてしまうというような不当利得の問題、それから場合によってはその不当利得を認めるということは、時の町長にとってみれば背任、すなわち結果として損害賠償を求められてもやむを得ないというような、そういうことにもなりかねない重大な問題を抱えておりますので、当然そのようなことをよくよく考えれば、トップというものは常に自分に厳しいものを課さなきゃならないわけですから、当然そのようなことが真っ当な人間であれば本当に、いわゆるぎりぎりのところで判断せざるを得ないわけで

すから、まず普通のトップというものはそういうことはしないと私は思っております。私はそういうことは思ってございません。

○議長（増田宏胤君） 10番、吉永満榮君。

○10番（吉永満榮君） 今町長が言われた、思うではだめなんですね。やっぱり住民が、こう思ったから判こをついたじゃ後はわからないわけですから、町長だったら、田村町長だったら、この条項に、私が言いました項目をつけ加えることを考えるかどうか。今言われた、その辺はどうですか伺います。

○議長（増田宏胤君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員の御指摘もございませし、また今申し上げたように、この要綱の運用基準というものを厳格につくり上げたいと思っております。

○議長（増田宏胤君） 総務課長、中村久義君。

○総務課長兼防災監（中村久義君） 吉永議員、先ほどの様式の件ですけどね、理由の、定められた様式はちゃんと提出されております。その様式には特別の理由を書くところがないということでございます。

○議長（増田宏胤君） 10番、吉永満榮君。

○10番（吉永満榮君） 一般的な退職理由は、個人的な理由につきましては、その辺はいかがですか。

○議長（増田宏胤君） 総務課長、中村久義君。

○総務課長兼防災監（中村久義君） その様式の理由につきましては、勧奨か自己退職かというような形で記載されるような形になっています。

○議長（増田宏胤君） 10番、吉永満榮君。

○10番（吉永満榮君） その勧奨退職ですけれども、これはやっぱり肩を押して退職する、おまえ、もう人事の、後進に道を譲るとかありますよね。それで、後進に道を譲るからやめてくれやと、おまえ議員になってくれやと、私も言われましたけど、当時の町長に。3人おって3人に言われましたけれども、そういう事情で私は議員になったわけじゃありませんから、僕は自分自身で議員になるつもりで、その当時出たわけですけどね。そのとき3人いましたからね。町長に言われました。そういう事情の中に、ほいじゃ肩を押したというか、簡単に一身上の都合でやめられるのかどうか。それを勧奨といったのは、中身がなきゃだめなんですよ、そうでしょう。勧める理由というものがあるんですから、書いてあるかどうか。ただ、制度によって書くだけじゃなくて、その辺を伺います。

○議長（増田宏胤君） 総務課長、中村久義君。

○総務課長兼防災監（中村久義君） その点につきましては、今、先ほども言いましたように、勧奨という理由だけだもんですからね、その辺で押印されていますもんですからね、詳しいことはわからないということ。

○議長（増田宏胤君） 10番、吉永満榮君。

○10番（吉永満榮君） 勧奨の意味が全然、職員が頭悪いだかわかっていない、そうでしょう。勧奨するには、その理由があるわけなんですよ。町長であっても口頭で言ったものを口頭で、首長が横を向いて判こを押すようなことじゃ困るわけです。だから今、田村町長に言っているわけです。ちゃんと規範があって、それに従って押したよって言や、今だってこういうことは質問はできないわけですよ。だから、不透明だと。住民が信頼していないんだと

ということなんです。住民が信頼できる町政をやりなさいということをおはきょう言いたいわけですよ。公益性のある、やつをやってください。この要綱はかえてもらいたい。そんなふうに思います。町長いかがですか。

○議長（増田宏胤君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） この要綱そのものよりも、要綱をどんなふうに応用するか。だから特に先ほど申し上げたように、問題となるのは不当利得、損害賠償という、そういうものが、出かねないような第5条に特に関係するわけで、第4条もちょっと問題ございますから、第4条と第5条、特別な事情について、どのような運用をするかというのを厳格に運用基準で定めたいと思います。

○議長（増田宏胤君） 10番、吉永満榮君。

○10番（吉永満榮君） ぜひ、そのような形で、この運用基準を活用するに当たって職員の優遇制度でございます。どうか、毎年これが理解できるように、またお願いしたいと思います。

それでは、元職員で現在議長を務められている増田議員の退職理由と退職日及び退職金について教えていただきたいと思いますが、いかがですか。町長お願いします。

○議長（増田宏胤君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員ですね、これは非常に重要な問題があります。というのは、お答えできません。これは、個人情報保護法という国の法律がございます。それから、吉田町でも公開条例という条例がございます。基本的に、個人の情報に関してはお答えできないというのが私の立場でございます。私は、法を執行する人間でございますので、これはできません。

議長に、これはお願いしたいんですけれども、個人の情報について議員から質問が出た場合は、この議会というものは議長の権限で議事運営がされるわけですから、個人の情報について、議員から質問が出た場合はその場で、それにつきましては個人の情報保護の観点から、その質問はやめてもらいたいというふうな形でやっていただかないと、結果として私のほうにお鉢が回って来ますので、はっきり申し上げて迷惑千万でございます。議長は議事運営に責任持ってやっていただきたい。それが私のお願いでございます。

だから、議員の質問については申しわけございませんけれども、個人の情報の保護ということは、非常に物すごい問題がございますので、私が一言口を滑らせた瞬間に訴追の対象にもなりかねませんので、お許し願いたいと思います。

○議長（増田宏胤君） 吉永議員に申し上げます。

個人情報保護するという立場から、守っていただきます。それと、一般質問につきましては、通告制であります。そのようなことから、過ぎた発言については慎んでいただきたいと、このように思います。

○議長（増田宏胤君） 10番、吉永満榮君。

○10番（吉永満榮君） 大変失礼をいたしました。

個人情報のということでございます。個人情報保護法にも、条例にもかなうというお答えをいただきました。ありがとうございました。大変失礼をいたしました。

では、勸奨退職する職員には、町民の税金を投入して割り増しの退職金が支払われるわけでありまして、普通退職に比べておおよそ、今例えば課長をやられたという状況の方が

59歳でやめられたと。勸奨制度を使ったときにはおよそどのぐらいの額が支払われるのか、担当課長わかったら、これも個人情報ですかどうか、例えばの話でございしますが、いかがでしょうか。そういう例があるかどうか。どのぐらいの程度でお支払いをされるか。

○議長（増田宏胤君） 総務課長、中村久義君。

○総務課長兼防災監（中村久義君） 昔の制度と今の制度と若干退職金の計算の方法が違いますけれども、現在の新しいもので試算しますと、仮にただいま議員さんがおっしゃった59歳、それから課長さんをやられた方、それから40年ぐらい勤めたという方で、概算で2,800万ぐらいになると思います。あれですよ、退職金全部ですよ、勸奨も全部含めです。

〔「そんなにいただける」の声あり〕

○総務課長兼防災監（中村久義君） 概算ですよ。

○議長（増田宏胤君） 10番、吉永満榮君。

○10番（吉永満榮君） 今、私が勘定できないぐらいの、ポーっとしちやって興奮して水を飲んでいますが、そうすると、この勸奨制度に分けると、この勸奨制度はそのぐらいになる、このうちからおよそ。

○議長（増田宏胤君） 総務課長、中村久義君。

○総務課長兼防災監（中村久義君） それで、普通退職ですね、同じ条件で、そうしますと、2,400ぐらいですので、400万か500万ぐらいの勸奨の上乗せがあるということになります。

○議長（増田宏胤君） 10番、吉永満榮君。

○10番（吉永満榮君） 詳細なお答えをいただきまして、ありがとうございます。

次に、問題は変わりますが、町長にお伺いします。

職員が議員選挙に立候補したいので勸奨退職を認めてもらうかどうか、申し出た場合はどのようにされるのかお伺いします。

○議長（増田宏胤君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 私の結論は認めることはありません。

理由は二つございます。

一つは、役場の職員もそうでございますけれども、基本的に、やめるときに退職金が出ます。町では全部それができませんから、一部事務組合すなわち静岡県市町総合事務組合というのをつくってみんなそれぞれ掛金を払っているわけですが、ここの手引きに、こんな項目がございます。選挙に立候補する場合と退職の主たる理由が選挙に立候補するためのものであることが明らかである場合には、勸奨退職として取り扱わないこととされている。

これには、根拠がございまして、これは国家公務員退職手当法の運用方針（昭和60年4月30日総人第261号）最終改正が平成18年3月30日、（総人恩総第296号）には、第3条関係の指標としてはっきりこれがうたわれています。読みます。

退職の主たる理由が選挙に立候補するためのものであることが明らかである場合には、勸奨退職としては取り扱わないものとする。これがはっきり総務省から運用指針が全国に出ております。これに基づいて、それぞれの県であるとか市町であるとか、この運用方針ですべて動いておりますので、基本的にこれを守らざるを得ません。

まず、それでもってまず第1点。もう一点は、先ほど申し上げましたように、退職の繰り上げというものは、場合によってはですよ、場合によっては不当利得すなわち退職する人、

今議員がおっしゃられた場合には、選挙に立候補するための勧奨退職ですね、認めるかどうかですが、その場合には、私の見解でございますけれども、基本的にその方に対して不当利得、まともでない利益というものを与えるというふうなことを認めかねないと思っておりますので、その場合には、その本人に、今言ったような不当利得を与えてしまう。私がそれを認めた場合は、背任すなわち町民に対して損害を与えたということになりますので、当然町民からは損害賠償として私が訴訟に持ち込まれるという可能性が多分でございます。だから、はっきり申し上げまして、まず一つは、総務省の国家公務員退職法の運用指針、これですね。大きなものでございますけれども、総務省が全国にこのような形で発しているわけですから、取り扱ってはいけないと。

それともう一点は、今申し上げたように、退職する人間はまともでない利益をポッポに入れてしまうというふうなことになるかかねない。認めた場合は、私自身が町民から損害賠償、すなわち背任として、私は訴追されると。法廷でもって負けた場合はとんでもないことになりますので、そんなことはできない。法を執行する人間としては、以上の2点から、完全にそれについては認めることはありません。

○議長（増田宏胤君） 10番、吉永満榮君。

○10番（吉永満榮君） 大変厳しいお答えをいただいて、議会議員の育成は何だか遠のいたような気がします。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（増田宏胤君） 以上で10番、吉永満榮君の一般質問が終わりました。

◇ 藤 田 和 寿 君

○議長（増田宏胤君） 続きまして、5番、藤田和寿君。

〔5番 藤田和寿君登壇〕

○5番（藤田和寿君） 5番、藤田和寿。

一般質問通告書に挙げた我が町の経済対策について、一般質問を行います。

政府は、5月25日に景気の基調判断を3年3カ月ぶりに上方修正した月例経済報告書を公表し、昨年秋以降の急激な景気悪化に歯どめがかかってきたとの認識を示しました。上方修正は2006年2月以来でございます。しかしながら、業種や中小企業にとっての実態は依然厳しい経済環境下であり、町民生活にも多大な影響が続いているところであります。

そこで、町の対策について4点お尋ねいたします。

国税庁が発表いたしました2008年度分の確定申告状況では、所得税の申告額が前年比11.6%減と5年ぶりに減少しました。減少率は、1998年分以来10年ぶりの規模であります。景気後退をあらわした結果であります。我が町は過去から町税などの自主財源が歳入の中で潤沢であり、自主財源比率が平成20年度当初予算で78%、本年度当初予算でも77.7%と高く、不交付団体として堅実な財政運営の基幹を担ってきました。

本年度当初予算においては、法人町民税は前年度比31%減、金額におきまして2億3,000万円の減でございます。5億1,000万円となっております。町税は6%減、税額は3億6,000

万円の減の56億5,000万円とされました。個人町民税の所得割は、前年の1月から12月までの所得に課税され、実質的には10月くらいからの3カ月分が、今回の世間で言われております100年に一度の景気変動の影響を受けたと思われませんが、幸いにも本年度当初予算におきましては、前年に対し6,600万円の増額予算であったので、本年度の影響は個人所得においては大きな変動はなかったと推測いたします。しかしながら、来年度以降の町税収入の減少は避けられず、影響が大変心配なところでございます。法人町民税は、特に如実に影響があると思われ、自主財源比率が高い我が町は、他の市町に比べ景気変動の影響を非常に受けやすいと考えます。そこで、6月調定額の確定前ではありますが、現状で我が町の影響と今後の対応についてお伺いいたします。

次に、ハローワーク榛原管内は、3月末の有効求人倍率が全数0.22、常用計で0.2と県下一低くなっており、影響が心配されるところであります。最新版の静岡労働局が5月25日に発表いたしました4月末の職業安定業務月報においてはさらに悪化し、全数0.18、常用で0.16と再度県下一低い状況であります。

そこで、さきの定例会において同僚議員からの質問に答弁された内容について再度伺います。2月から開設した緊急雇用生活支援窓口などの状況について、また、それを分析し、どのような対策を講じているのかお伺いいたします。

次に、3番目の質問に移ります。

全国の信用保証協会が金融機関の中小企業向け貸し出しを100%保証する緊急保証制度の保証承諾額が、4月末の30日で10兆円を超えたことが明らかになりました。昨年10月末の制度開始から、資金繰りに悩む中小企業が殺到している状況で、中には3回目の申請を行う企業もあると伺って心配されるところであります。静岡県保証協会資料によると、吉田町は3月末現在の市及び町別保証状況では、当年度中保証承諾額が104億1,000万円で、保証債務残高が181億8,000万円となり前年比125.94%であります。4月単月で見ますと50件、約9億円が保証承諾され、保証債務残高が186億8,000万円と前年比129.09%となり、3月から引き続いて前年度比増加率で県下一の増加の状況となっております。詳しい内容等は調査中ではございますが、この資料からは町内の企業、特に中小企業は資金繰りに苦慮している現状であると認識しております。

そのような中、国の施策にのせ、雇用安定と中小企業への助成を図る自治体が5月17日現在で2件、10市町村、12団体であるとの報告がありました。具体的には、雇用の維持で雇用調整助成金の利用を促すために、自治体が助成率や助成額の上積みを行ったり、休業者の職業訓練費用の一部の支給や雇用創出のため離職者を正社員として受け入れた企業に奨励金の交付をする制度の導入など、財政難にあえぎながらも雇用の維持や創出を目指す助成制度へ予算配分を優先する自治体が出ております。そこで、我が町として独自施策の考えはいかにかお尋ねいたします。

最後になりますが、景気後退に伴いさまざまな影響があらわれている現状でございます。

自営業者や農林水産業者、そのほか退職者など無職の人が入る公的な医療保険の国民健康保険においても影響が心配されるところでございます。幸い、さきの定例会において、国民健康保険税条例の一部改正を行い、4月からの保険料が下がり、大変タイムリーな施策であったと思います。新聞報道によると、景気の後退で国民健康保険税の保険料徴収率が9割を割り込み、過去最低水準に下がる見通しとのことでありました。低所得者世帯を中心に滞納

が増加しているのが原因であります。特に企業の雇用調整で職を失い、国民健康保険に加入された方が増加し、加入したが保険料を払えない人が増えているとの報道であります。大企業の健保組合や中小企業の従業員などが加入する協会健保などと違い、保険料の労使折半がなく保険料負担が総体的に重いとされている国民健康保険の運用の難しさが如実にあらわれているところだと考えます。現状の収納状況と無保険者増加を防ぐなどのさらなる町の対策について伺います。

以上、御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（増田宏胤君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 議員御質問の景気低迷の中、町の対応はのうち、1点目の景気後退を背景に08年の納税額が5年ぶりに減少した。所得税の申告税額が前年比11.6%と、減少率では10年ぶりの規模である。自主財源比率の高い我が町の影響と今後の対応はについてお答えします。

平成19年に顕在化した米国のサブプライムローン問題は欧州に飛び火し、世界経済を揺るがす状況となりました。また、昨年は原油、食料価格が新興国の需要増加や投機的な要因等により夏場にかけて高騰しましたことは記憶に新しいところでございます。

その後、9月の米国における大手証券会社の経営破綻を契機として、金融資本市場の動揺が欧州など世界各地に広がり、各国の株価が大幅に下落するなど100年に一度とも言われる深刻な世界金融危機と戦後最大の世界同時不況の中で、我が国経済もまた輸出入市場の急激な収縮に直面するとともに、金融環境も厳しいものとなっております。輸出の急転とグローバル企業の在庫調整が重なることで、国内生産水準がつるべ落としのように落下し、雇用情勢や国民全体の消費マインドにも深刻な影響が及んでおります。

平成21年5月25日に内閣府から発表されました月例経済報告によれば、景気は厳しい状況にあるものの、このところ悪化のテンポが緩やかになっているとし、先行きにつきましては、当面雇用情勢が悪化する中で厳しい状況が続くと見られるものの、対外経済環境における改善の動きや在庫調整圧力の低下、経済対策の効果が景気を下支えすることが期待される。一方、生産活動が極めて低い水準にあることなどから、雇用情勢の一層の悪化が懸念される。加えて、世界的な金融危機の影響や世界景気の下ぶれ懸念など、景気をさらに下押しするリスクが存在することに留意する必要があるとされ、政府は当面は景気対策、中期的には財政再建、中・長期的には改革による経済成長という3段階で経済財政改革を進めることとし、当面は景気対策を最優先に進めるため大規模な経済対策を実施しております。そして、それらの対策の中には、地域活性化、生活対策臨時交付金や地域活性化経済危機対策臨時交付金、また地域活性化公共投資臨時交付金など地方公共団体が地域の活性化に積極的に取り組むことができるような財政支援もございます。

そのうち、地域活性化生活対策臨時交付金につきましては、交付対象要件として財政力指数1.05未満の団体ということで、残念なことではございますけれども、当町は対象枠から外れております。そもそも財政力指数とは、地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値と過去3カ年の平均値をいい、地方公共団体の財政力を示す指数として用いられているもので、財政力指数が1を超える場合、すなわち基準財政収

入額が基準財政需要額よりも大きい場合には当該地方公共団体は普通交付税の不交付団体となり、その団体は標準的な水準を超えた行政を行うことが可能となります。

当町では、議員御承知のとおり身の丈に合った財政運営を基本とし、歳入に見合う歳出規模とするため、歳出全般にわたり経費の削減を初めとする見直しを行うとともに、財源の重点配分を行うなど、メリハリをつけた予算編成を行うことにより健全財政を堅持しております。

何をもって健全財政であるとするかにつきましては、いろいろ議論がございますが、形式収支、実質収支、単年度収支等で判断する収支の均衡という視点、経営上収支比率で当該団体の財政が経済の変動、行政需要の増大、行政内容の変化に耐え得る性質を持っているか否かを診断する財政構造の弾力性という視点、財政の健全性が維持されていても、実質的な行政内容が一定のレベル以下であれば任意なものと考えますので、総合的な視点としての行政水準の確保という視点、以上おおむね三つの視点について検討することが財政の健全性の診断にかなっているものと思います。

当町の場合、町民の皆様に提供する行政サービスの質・量ともすぐれていると判断しております。その大きな要因として、現在の社会経済状況に合った恵まれた地理的要件や、過去の先人たちの努力による企業立地などを起因とした自主財源の比率が高いことが挙げられます。自主財源とは、地方公共団体が自主的に収入し得る財源をいい、地方税、分担金、負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入がございます。このうち、繰越金と諸収入の中には、例えば事業の繰り越しに伴う繰越金のうち、国庫支出金相当額等のように厳密には依存財源に区分されるものもございますが、自主財源の多寡は行政活動の自主性と安定性を確保し得るかどうかの尺度となるものでありますから、できる限り自主財源の確保に努めるべきであります。その自主財源の中で圧倒的な比率を占めているものが地方税であり、平成19年度決算状況、いわゆる決算カードの数値で御説明いたしますと、収入全体における地方税の割合は、当町の場合69.9%と約7割を占めております。

さて、議員御質問の自主財源比率の高い我が町の影響と今後の対応はについてでございますが、深刻度を増す世界金融危機と戦後最大の世界同時不況の中で、当町においても対岸の火事ではなく、先行き不透明で町税における増収要素は見当たりません。平成21年度の町税の見通しにつきまして御説明いたしますと、個人町民税につきましては、平成20年分所得に対する課税となりますので、所得税申告額が減少していることから、平成21年度の個人町民税におきましても影響があるものと考えられます。また、平成22年度の個人住民税におきましても、雇用情勢の悪化による影響が見込まれます。

法人町民税につきましては、新聞報道などによる県内上場企業の決算を見ますと、ほとんどが減収減益となっており、町内の企業も同様の状況にあると思われまますので、決算状況いかにによりましては大幅な減収は避けられず、予定納税額の減少や予定納税額の還付の発生が見込まれます。さらに、町たばこ税につきましては近年減少傾向にあり、企業の設備投資につきましても、前出の月例経済報告によれば下ぶれ懸念など先行き不透明感が高い中で、企業の設備投資計画においても大幅な減少が見込まれており、一層の減少が懸念されるとありますので、固定資産税における償却資産に対する納税額も減少することが予測され、今後の税収につきましては非常に厳しいものであると考えております。

さて、依存財源につきましては、さきに御説明しました地方公共団体が地域の活性化に積

極的に取り組むことができる臨時交付金がその一つとして挙げられます。そのうち、地域活性化生活対策臨時交付金は、先ほど申し上げましたように交付対象要件として財政力指数により線引きされるため、当町は対象外となりますが、他方、この交付対象要件がなく、交付限度額が地方交付税の基準財政需要額の算定方法等に準じて財政力指数等の外形基準に基づき決定される地域活性化、経済危機対策臨時交付金や、地域活性化公共投資臨時交付金につきましては、市町村間で波はございますが、いずれにしましても当町にとりましては貴重な財源と言えます。

なお、地方交付税は、所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税の国税5税の一定割合とされておりまして、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保証するため、地方の固有財源であります。

この地方交付税におきまして、地方公共団体間の財源の不均衡は調整されておりますので、現在の情勢のように財政力に関係なく、どの地方公共団体にとっても、厳しい中にあるのは国が行う地域活性化に係る交付金などの財政支援は当該地方公共団体の財政力によって格差が出ることは、私は不合理であると考えますが、当町の判断で覆るものではございませんので、当面の策としては、さきに御説明した新たな依存財源の有効活用を図るとともに、歳出削減に努めてまいりたいと考えております。なお、今年度につきましては、歳出削減につきましては入札差金等の不用額が生じた場合につきましても補正財源として留保するよう指示したところでございます。

次に、2点目のハローワーク榛原管内は、3月末の有効求人倍率が常用計で0.2と県下一低く、影響が心配であると。2月からの緊急雇用生活支援窓口などの状況を分析し、どのように対策を講じるのかについてお答えします。

最近の静岡県内の経済情勢は、世界的な景気後退の影響を大きく受け、輸出を初めとして多岐にわたり大幅に悪化しており、企業における設備投資の抑制、収益悪化に伴う雇用・所得環境の悪化等を背景に、今後も国内外の需要回復には相当な時間を要するものと見られ、県内の景気につきましても、当面厳しい状況が続くものと思われまます。

世界経済の中心である中小企業は、原油・原材料価格の高騰を販売価格に転化できないなど厳しい経営状況が続いておりますが、世界的な景気後退による大企業の急速な業績悪化は、中小企業の厳しい経営環境に拍車をかけ、大手製造業の減産体制や雇用削減の動きなどは先行き不透明のため厳しい経営環境は続くものと思われまます。

平成21年5月29日に静岡労働局から発表されました平成21年4月分職業安定業務日報によれば、全国の有効求人倍率は0.46倍で、前月比0.06ポイント下回り、静岡県内は0.42倍で前月比0.04ポイント下回っております。議員御指摘のハローワーク榛原管内における平成21年3月の有効求人倍率の常用計は0.2倍でございましたが、4月は0.16倍とさらにポイントが下がっております。

また、平成21年5月29日に総務省統計局から発表された平成21年4月分労働力調査によれば、完全失業率が5.0%と3カ月連続で上昇しており、失業率が5%以上となったのは平成15年11月以来5年5カ月ぶりであります。当町では景気後退に伴い、急激に悪化している雇用情勢を踏まえ、町民の生活不安の解消に向け労働者の雇用確保や生活相談に対応するため、緊急雇用生活支援相談窓口を2月1日から開設し対応しているところでございます。相談件数は、2月に21件、3月に4件、4月に1件、5月に1件、合計27件で、うち13件が外国人

からの相談でございました。

相談内容は、住宅相談が15件、再就職・労働相談が10件、福祉・児童・生活相談が1件、中小企業事業者相談が1件でございます。当該窓口への相談件数は減少傾向となっておりますが、まだまだ状況は好転しておりません。なお、雇用全般につきましてはハローワーク榛原が就職相談に応じておりますが、3月末のハローワーク榛原における有効求人倍率は0.22倍と県下一低い状況となっております。ハローワーク榛原は、他のハローワークと比較して管轄区域は狭いのですが、自動車関係の大企業が数社あることから、外国人を含めた契約社員の数が多いことが特徴と言えます。

ハローワーク榛原によりますと、このたびの世界同時不況により求人募集が半減する中、契約社員の雇用打ち切りによって新たに失業者が増え、この方たちが新規の求人となって一挙に登録する状況となったことが有効求人倍率を押し下げる大きな要因であると分析しております。

契約社員のうち、日本人は今回の契約切りで正社員を希望する傾向にあります。外国人は母国に帰っても仕事につくことが難しいことから、雇用形態にこだわらずどんな仕事でもいいからと、就業の機会を得るために日本国内に残っていると伺っております。また、ただいま国が打ち出している緊急雇用対策に目を転じますと、ふるさと雇用再生特別対策事業と緊急雇用創出事業がありますが、この制度の対象となる事業は新たにつくり出された事業であり、建設・土木事業でないこと、雇用就業機会を創出する効果が高いこと、失業者の証明ができる人をハローワーク等で公募することという共通の条件が付されており、かつふるさと雇用再生特別対策事業の場合は、雇用期間が原則1年以上で更新ができ、継続的な雇用が見込まれる事業であること。緊急雇用創出事業の場合は、次の雇用、就業機会までの一時的なもので6カ月未満の短期雇用を前提とする事業であること。さらには事業費における人件費の割合や失業者数の割合も具体的に設定されております。このため、適用対象事業を満たすことは大変難しいわけですが、当町としましては、目下、9月補正を目指して会計検査の対象となることも考慮しながら、比較的応募しやすい緊急雇用創出事業についてメニューを検討しているところでございます。

次に、3点目の全国の信用保証協会から中小企業に保証する緊急保証制度の保証承諾金額が10兆円を超えた。吉田町内では3月末、保証債務残高が181億8,000万円と、前年比125.94%と県下一の増加率の状況で、中小企業は資金繰りに苦慮している現状である。そんな中、国の施策に上乘せし、雇用安定と中小企業への助成を図る自治体等が出ているが、町として独自施策の考えはについてお答えします。

議員御指摘のとおり、静岡県信用保証協会発行の保証月報によれば、当町の20年3月末保証債務残高は181億8,000万円で、前年度比125.94%と県下一の増加率を示しております。ただし、これは言い換えれば、当町の場合、この保証制度を利用できる企業、事業所が多いと言えます。昨年10月における借入残高は152億7,000万円で、国の緊急保証制度は昨年10月28日から実施されたことにより急激に増加いたしました。この傾向は当町に限ったことではなく、他の市町も同様の傾向にございます。緊急保証制度の実施から、当町における業種認定件数は5月末までに249件で、借入額で約37億円の申請がございました。信用保証協会の保証債務残高が増加した理由は、この影響が大きいものと考えております。

緊急保証制度が始まってから、町県からの周知により商工会、関係団体、金融機関が事業

者に緊急保証制度の利用を推進してきた結果、多くの事業者にご利用いただいたものと考えております。当町の場合、県内の市を除いた14の町の中、信用保証協会の保証債務残高が一番多いものの、代位弁済構成率は県内全市町の中でも0.08%と、下から5番目に低く、債務保証残高が高い割に代位弁済が少ないということは、町内の中小企業の皆様が現下の厳しい社会経済情勢の中で企業経営に心血を注いでおられる結果であると受けとめております。

議員御質問の、町として独自施策の考えはないかにつきましては、当町では国の施策に上乘せし、雇用安定、中小企業への助成を図る独自の施策は考えておりませんが、今後の情勢を見きわめながら検討してまいりたいと考えております。

次に、4点目の国民健康保険税条例の一部改正を行い、4月から保険料が引き下がりタイムリーな施策であったと思うが、景気後退で08年度の収納率が9割を割り込み、過去最低水準の見通しと報道された。低所得者世帯を中心に滞納が増加している原因である。特に雇用調整等で職を失った加入者の増加などが考えられる。現状と無保険者の増加を防ぐなどのさらなる町の対策はについてお答えします。

国民健康保険は、昭和36年以降の国民皆保険体制のもと、職域を対象とする健康保険や各種共済組合の被保険者、組合員やその被扶養者以外の人を対象とするもので、自営業者、農業、漁業に携わっている人など地域を単位に構成するもので、病気やけがをした場合に医療保険により必要な給付を受ける制度でありますことは御存じのとおりであります。また、国民健康保険は、社会保険の一環として市町村が行う公営事業や相互扶助という原則に基づき、給付の有無や給付額の多少にかかわらず世帯ごとに国民健康保険税を賦課しておりますが、市町村間に経済格差が生じておりますことから、国では交付金により財政調整を図っております。

さて、最近の社会保険からの離脱による国民健康保険一般被保険者世帯への新規加入世帯数の状況と、前年度同期と比較して申し上げますと、平成20年10月から12月までは月平均9世帯、平成21年1月から3月までは月平均28世帯の増加となっており、景気後退による影響が国民健康保険への加入状況にもあらわれております。なお、厚生労働省は社会保険事業所等に対し社会保険からの離職者が国民健康保険への加入手続を迅速かつ確実に行うために必要となる社会保険の資格喪失証明書の交付等を適切に行うよう協力を要請しております。

また、リストラで国民健康保険の被保険者となった場合、離職により諸収入が減り、前年所得を基準とした保険税が過重な負担となっていることは納税相談等により判明した場合は保険税の分割納付や徴収猶予などで対処するほか、吉田町国民健康保険税の減免に関する要領に基づき減免の手続をさせていただいておるところでございます。今後は、社会保険事務所からの情報提供をもとに社会保険からの離脱者を的確に把握し、国民健康保険への加入促進に努めるとともに、納付の困難な者には納税相談を積極的に進め、収納率の向上を目指してまいりたいと考えております。

○議長（増田宏胤君） 5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） それでは、ただいまより再質問を行いたいと思います。

新聞紙上によりますと、昨今、大分底を打った感がある経済状況でございます。しかしながら、今御答弁いただいたように雇用情勢におきますと、やはりこれからが正念場ではないかと考えるところでございます。

まず、税収面につきまして、ただいま御答弁いただいたわけですが、マスコミ等

によりますと、県また市におきましては法人税の還付等、法定納税に対する還付及び個人の税金の減額等、補正を、この直近の定例会において上程してスピーディーな対応をなさっている自治体があるわけですが、今の御答弁で言われますと、9月定例会で補正対応というお話があるわけですが、今回の急激な減額が予想される中で、それで今予定されている事業は滞りなく実行できるかどうか。非常に心配しているという町民の方々も多数いらっしゃると思いますが、その辺についてお考えをお願いしたいと思います。

○議長（増田宏胤君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） ただいまの還付の問題でございますけれども、当町の場合、当初予算におきまして通常より多い額1億5,000万を計上いたしまして、当初から想定をしておりました。

それと、もし不足するようであれば、予備費等の対応も考えておりますが、目下、その計上されている予算の中で9月まではできるだけスピーディーな対応を図ってまいりたいというふうに考えております。

それと、予定の事業ができるかどうかという点でございますけれども、これにつきましては、現在のところでは予定された事業に支障を来すような状態ではないというふうに思っております。また、昨日説明会もございましたが、当町の場合でも大きな財政的な重荷というふうになっているのは榛原病院の財政支援でございます。これにつきましても、新たな榛原病院の運営に向けて動き出したということで、今後、その榛原病院の運営の新方針が実現されれば財政的には大丈夫であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） 昨日の話でもありました榛原病院のことは大変大きな問題であります。我が町にとっても非常に占める割合も多いことでありますので、新しい方向性が出ましたので今回の一般質問では触れませんが、今の御答弁でいただきますと、町民の安全・安心を担う事業が当初予算どおりつつがなく現実のところ賄えるということの御答弁をいただきましたので、安心していらっしゃるわけですが、実際的に、緊急雇用、生活支援窓口についての実数の報告がただいま御答弁であったわけですが、6階の産業課のほうに窓口を設けて行っているわけですが、確かに窓口をこのように広げて、そのような実際の相談を担っているということではありますが、実際、行ったときに、町の中で、非常に困っている方々がいらっしゃるようなことをお伺いしております。それぞれ事情等があるわけですが、大手におきましてはレ点回復、J字回復等ありますが、V字回復まではいきませんが、回復基調にあるんですが、それに伴う工場閉鎖、リストラ等雇用調整に伴っての影響が、やはりこれからじかに我が町の町民生活において多大な影響が考えられるのではないかなと考えております。

今の答弁にもございましたとおり、継続して相談窓口は設けているということですが、余りにも相談が少な過ぎるのではないかなと。というのは、町民の皆様方にお伺いするわけにはいきませんが、やはり従来の経済環境下における相談とは違い、今回は100年に一度、現政府におきましても緊急的な補正でさまざまな経済対策を講じているときでございます。我が町においても、一歩前へ出たような形でやり方を再検討してみてもどうかと、私は先ほどの実数の報告を聞いて考えたわけですが、今後の対策について相

談窓口、支援窓口について十分に賄っているのか、それとも今後やはりある程度の方向性を変えて、やり方を変えていくのか、その点についての御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（増田宏胤君） 産業課長、田村政博君。

○産業課長（田村政博君） 議員の今の御質問でございますけれども、現実的には大分件数等減っておるんですけれども、現状のまま当分は進めたいということで、特に新たなやり方は現在は考えていない状況でございます。

○議長（増田宏胤君） 5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） やはり、ここはさきの新型インフルエンザでの我が町のスピーディーな対応、町民の安全を守る対応として、さまざまな事例が報告されているわけで、非常に的を射た的確な判断だったなと私は思っていますし、町民の皆様方も大変評価していることだと思います。幸い、まだ心配項目はございますが、現状の中、今行われているわけでございます。

ただ、今の担当課の御回答ですと、実績で2月21件、3月に4件、4月に1件、5月に14件ですか、計27件、そのうち13件外国人ということではありますが、やはりここは今までの役場、行政といった考え方でなくて、やはり今我が町が実質財政比率が高いというのは、ここにいらっしゃる企業、町民の方々が一生懸命頑張って税金を納めていただいた結果でございます。今このような経済危機のもと、皆様方が苦勞しているといったところでありますので、ここはひとつ行政が町民の皆様方に、一歩前へ出て、お困りなことはありませんかというような形で情報を収集するすべを、やっぱり変えていかなきゃならないんじゃないかなど。現実、今6階にあります産業課のほうに窓口といいましても、一般の町民の方々はエレベーター上がって6階まで行くというのはなかなか難しいところだと思います。

その辺のところも含めて、やはり町民に開かれた町ということで、町長も方針を述べている以上、やはりそういったところもスピーディーな対応が図られるべきだと思いますが、そのような御指示は町長から再度担当課のほうへお願いしたいと思いますと思いますが、お考えはいかがででしょうか。

○議長（増田宏胤君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 企画課の課長とか産業課長がお話しした形で私は当面は問題ないと思っております。

開かれたと、うちのほうで、議会はどうか知りませんが、うちの町は1階に町長室がございます。この前、実はある方がノックもせずに入ってきてまいりまして、見ましたら倶梨伽羅紋で、いや、これはすげえことになったなと思ったんですけども、その方が自分の生活について窮状等をお話されたもんですから、私はすぐさま担当する課に行きまして、その方の話に耳を傾けるようにというようなことでやっておりますし、1階にいることはそういう意味でいろんな方は入って来ておりますので、殊さらそういう窓口というのは設けなくても、今産業課がやっております、それで私は十分だと思いますし、また私のような部屋にどんどん人が入って来て、いろんなことについて相談がありますので、それはそのときは必要なところに振って、ちゃんと対応しておりますので、議員がおっしゃる一歩前へというのがどういうふうなことかちょっとわかりませんが、麻生首相のように国債等をバンバン出すことが私に許されておるならば、それができるんでしょうけれども、私にはそういうことはできませんので、法的に許されておられません。

だから、私はやはりこの榛原病院の問題というのは、大きな財政の足かせとなっておりまして、その方面に出て行くお金等のこともございますので、やはり何はともあれある一定の財政の調整基金等を持っていなければ、当面町というものは立ち行かなくなることが予想されますので、議員がおっしゃるように一步前へというのは、その内容がわかりませんので、それについて議員が具体的にお話くだされば、それについてまたうちのほうからお答えできると思います。

○議長（増田宏胤君） 5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） 町長は当選されて、1階のほうに町長室を持って来られて、町民に開かれているということで今お話がありました。でも、町長も非常に今お話があるように病院問題やさまざまな問題でいろんなところに行かれていると思います。

1階の入り口には町長の応接室みたいな形のところもあるわけで、ああいうところを利用して、なかなか町長室をノックして行くというのも難しいところもありますので、やはり町民、庶民というんですかね、ざっくばらんな中でのお話ができるような対応を期待したいと思います。町長のほうが継続して相談窓口やっていたらということでもありますので、この点については以上と思いますが、やはり身近なところで、あそこにソファもありますので、受付のところにも女性がいらっしゃいますので、そこに一言、何か相談があるなら6階へどうぞとか、そういったアナウンスもするとか、そういった対応も多分とられるのではないかなと思いますので、せっかく人員を配している以上はいろんな方向性の対応を、指導を行ってほしいなと思います。

続きまして、実際先ほど答弁の中にありましたが、交付金につきまして、不交付団体である我が町は非常に厳しい状況ではございますが、さきの補正でさまざまなものがまた変わってきました。実際、先ほども話がありました厚生労働省のふるさと雇用再生特別交付金及び緊急雇用創出事業についてでございます。

当町におきましては、1,500億円の資金を用いて県のほうに基金を設け、市町村から申し出により、シルバー人材等へ委託事業の実施ということでありまして、現下の担当課のほうにお聞きしたときには、なかなか運用は難しいというお話がありました。しかしながら、このたびの補正で地方自治体自身が実施をして構わないよというような形で、もうございます。原則6カ月未満という縛りはございますが、介護・福祉・子育て・医療・教育については更新を1回可能にするということで、非常に最大45万人程度の雇用創出効果を生んでいるわけでございます。

いろいろ調べますと、さまざまところ、工夫をもとにいろんな事例が載っております。やはり、例えばの話でございますが、介護・福祉においては巡回戸別訪問等を行い、1人きりの寝たきりの老人に対して励ましの事業を行っている。今出ました榛原病院におきまして、コンビニ受診が非常に困っているといったようなお話もあるわけでございますが、そこに緊急医療調査員を雇用して、役場内でも結構ですよ、そういった専門職の人を今臨時的に雇用して、その辺のさばきをするとか、やはりここら辺のところは大きく庁舎内全域で雇用創出に向けて新たなことを、できないことということではなくて、何ができるかといったような尺度でのやはり対応が必要で、実際やられているところもあるといったところを考えますと、我が町においても、今度9月補正で上がってくるということでありますが、現状どのような形で、その辺について考えているか御答弁お願いいたします。

○議長（増田宏胤君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） ただいまのふるさと雇用再生特別対策事業並びに緊急雇用創出事業、この件についてお答えを申し上げますと、確かにさきの国の6月補正、この中で緊急雇用対策につきましては3,000億円上積みをされております。総額で4,500億というふうに記憶しておりますが、そうした中にありまして、雇用創出を掘り起こすような働きかけを地方自治体にも行ってきているところでございます。ただし、これも2年間に限定されているものでございまして、あくまでもふるさと雇用再生にしても緊急雇用にしても、その適用を受けた後のサービスというのは国では全く明言しておりません。独自で今のところは考えなければいけないということになります。

それで、各地方自治体の悩みというのが、それが終わった後をどうしようかということを経済担当等では口々に心配をしております。そういう国の対策が終わった後の措置につきまして、当然サービス低下ということになるものについては非常に取り上げにくいというふうに考えておられて、この国の方針に沿った中で事業選択を図っていかねばいけないというふうに思っております。それで、目下のところ、当町としても緊急雇用の事業を使えるように枠取りだけは国・県に対して行っておりまして、現在事業費として1,000万を超える事業枠を既に申請をしております。

中に、議員さんから例として挙げられたような、それに準ずるような、地域における相談、支援体制、それを図るための相談員の確保とか、そうしたところもメニューの中には掲げてございまして、今後9月補正を目指して事業化に進んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） 時間のほう、大変なくなってしまったものですからあれですが、緊急雇用ということで、先ほどの御答弁等にありました外国人の方の相談が多いということでもあります。できれば、日本語をしゃべれる外国人の人を臨時雇用して、この経済環境下が回復するまでのいつときだけでも構いませんが、そういう人たちを雇用して、そういった対応をすとか、さまざまなことが考えられると思います。

中小企業についての振興でございますけれども、御答弁の時間ちょっととれないかもしれませんが、我が町の中小企業振興というのは利子補給事業で行われているわけで、先ほど町長から御答弁があったとおり、吉田町は代位弁済が非常に少ない。金額が多いんですけども、言葉は悪いですけども、破綻というんですか、代位弁償、信用保証協会がかわりに出すような形でのことはなく、非常に力強い企業が多数、皆様頑張っているわけでございます。そういった見地からも、信用保証枠の総額というのは増えているというのは、ある面、積極的な前向きな雇用を守る以外にも前向きな投資を、この現下の経済下の中で行っている企業もあるわけであります。やはり、元気のある企業を町としても大きく応援するような形で、例えばであります、建物とか機械とか固定資産税で入るようなものに関して、将来的には税金をいただくということでもありますので、そういった町の税収増にかかわるようなものに関しての的確な利子補給と、いつとき、その企業の方針に対してアシストしてあげるようなものを創設するような形でやらないと、実質利子補給事業に関しましては、平成18年が61.8%、平成19年が53.9%と執行率が低いわけでございます。これは、先ほど過去の町長の

名前が出ましたが、三輪町長からの事業で、内容的なものは余り変わっていないわけで、もう20年来の施策でそのままいっていると。経済が大きく変わっている以上、やはり内容も吟味しなければならない。大切な町民の血税でございますので、その血税に対して将来的に町に固定資産税という形で還付してもらえるものに関しては、いつとき、この厳しいときに、そういった前向きな投資をされる企業に対しては、町としても補助するよといったような形で、これは一例でございますけれども、やはり、従来の政策ではなくて、今この非常事態、吉田町もやはり今までの考え方にとらわれない新しい考え方でやっていただきたいと思いますので、最後になりますが、町長に心意気をお願いしたいと思います。

○議長（増田宏胤君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 町長の御答弁ということでしたが、財政サイドからの見地ということでお答えをさせていただきます。

議員おっしゃることは非常によくわかりますし、当町の企業の皆さん方についても大変町への貢献度ということを考えれば、そうしたことも考えたいということは思いますが、当町の財政の運営と、今現在の他市町村のあり方と、ちょっと見比べて考えなければいけないというふうに考えております。

当町の場合は、非常に不交付団体でもあり、自主財源比率も非常に高いという中で、今他市町村が息をついているというのは何かといいますと、地域活性化の経済危機対策臨時交付金、これと、その以前に交付された地域活性化生活対策交付金と、臨時交付金ですね、この二つの交付金が大きな要因でございます。この交付金を受けて、この交付金というのは一般財源でございますので、何にでも使えますので、この仕送りをもって運営しているわけです。ところが、私ども不交付団体につきましては、生活対策の臨時交付金については一切もらえないと。それから経済対策臨時交付金についても、財政力が高いということで、県下で2番目に少ない額でございます。一番低いところは裾野市でございます。それに次いで我々ということで、6,400万程度しか内示額としてはいただいているということで、そうした自主財源をどう活用していくかということで、そうした配分を決めていかなければいけないという状況ですので、現状のところはそうした余裕があるというふうには、財政的には感じておりません。

以上です。

○5番（藤田和寿君） 以上で終わります。

○議長（増田宏胤君） 以上で5番、藤田和寿君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は11時10分とします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時09分

○議長（増田宏胤君） それでは、暫時休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 佐藤正司君

○議長（増田宏胤君） 引き続き、一般質問を行います。

1番、佐藤正司君。

〔1番 佐藤正司君登壇〕

○1番（佐藤正司君） 佐藤正司です。

私は、さきに通告してある町の小・中学校の教育についてと吉田高校の統廃合計画の現状について質問いたします。

初めに、町の小・中学校の教育についてお聞きします。

昨年秋以来、世界的な景気の悪化で仕事を失い、経済的な打撃を受けている人が増えています。経済的な格差の拡大と深刻な貧困が子供たちに大きな影響を与えています。今後、日本は少子・高齢化が進み人口が減っていきます。近隣市町がいずれも人口が減少する中で、吉田町の人口は少しずつではありますが増え、3万人を超えております。出生数は毎年約300人を推移しております。町の三つの小学校の児童数は1,888人、中学校生徒は857人とのことです。吉田町が子育て支援に力を入れ、子育てしやすい環境を整えようとしていることは評価すべきことであり、子育て世代から歓迎されていることでもあります。学童保育の実施や中学校3年生までの医療費無料化、学校に専任の司書を置き、町立図書館とのネットワーク化、さらには県から臨時教員が小1支援や特別支援教育に派遣されていますが、それにプラスして町の予算で補助教員を入れている点など、他市町にはなく、先駆けた施策でもあります。

今回私は、義務教育の現場で町として子供たちの最善の環境を整えるという視点から3点お聞きします。

1点目は、学級の人数です。

中学1年生は35人学級が実施されていましたが、さらにことし4月から中学2年生が35人学級になりました。中学1、2年生を40人学級から35人学級にしたことでどのような効果が見られるでしょうかお聞きします。これ、実際には1クラス増に計算上ではなっています。先進国では、クラスの人数は30人や25人学級で編制されていると聞きます。中学校だけでなく、小学校でも町が上乘せをして少人数学級にしていく考えはないかお聞きします。

2点目に、教師の待遇についてお聞きします。

どの先生も子供が好きで、情熱を持って仕事をされていると思います。しかし、事務処理などに追われて子供たちと接する時間がなかなかとれないとも聞きます。臨時教員が現在も在籍されておられ、学級を担任したり、あるいは同じ人が毎年退職と雇用を繰り返していると聞きます。必要な教員なら、なぜ正規の教員が充てられないのでしょうか。臨時教員は、大事な役割を持っているにもかかわらず、毎年契約を切り再雇用するというシステムで劣悪な待遇であるとも聞いています。この臨時教員が町内の小・中学校には何人ぐらいいるのか。また待遇はどのようになっているのかお聞きします。

3点目に、全国学力・学習状況調査について質問します。

小学校6年生と中学校3年生を対象に3回目の全国学力テストが4月に実施されました。文部科学省は、目的の一つに児童・生徒への教育指導や学習状況の改善等に役立てるとしてありますが、町の教育委員会、学校は具体的な改善点をどうとらえていますか。

また、全日本教職員組合は、このテストは子供たちを競争に駆り立てるとか、このまま続

けばテスト前対策が行われたり、点数を上げるための対策が迫られたりと、教育自体をゆがめ、ますます競争を激しくすると指摘しています。町の教育委員会は、子供や教師が負う弊害についてどう考えているかお聞きします。

次に、吉田高校の統廃合計画の現状について質問します。

平成17年3月に策定された静岡県立高等学校第2次長期計画の中に、吉田高校と大井川高校の統廃合計画が盛り込まれました。この件については、一般質問で平成17年、18年、19年と過去3回されていますが、計画がこのまま進めば平成27年度までに吉田高校は閉校になります。吉田高校は、これまで福祉専門課程のある特色ある高校として町づくりに貢献しているものと考えます。この高校がなくなることは町にとっては大きな損失です。昨年、同窓会や後援会に説明があったとのことですが、最近、県は町や関係者への説明をどのようにされているのでしょうか。

私は、吉田高校を残すべきだと考えています。町内に吉田高校の卒業生が大勢います。母校を失うことになるのです。普通高校の形態だけでなく、特色を生かした何らかの形でいいから維持していく手だてはないかを、お考えをお聞きいたします。

以上質問します。

○議長（増田宏胤君） それでは、答弁をお願いします。

教育長、黒田和夫君。

○教育長（黒田和夫君） 小・中学校の教育についてお答えをします。

最初に、中学校1、2年生の35人学級が実施されているが、その効果はどうかと。そういうことでございますが、学級定数は公立義務教育小学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、ちょっと長ったらしい法律ですけれども、これで定められており、これを基本としながら静岡県では静岡式35人学級編制実施要綱を制定し、少人数学級を行っております。

この少人数学級の指定の基準は、1学年が2学級以上で1学級の平均生徒数が35人を超え、さらに1学級の人数が25人以上になるときは該当学年における35人以下の学級を編制することができるということになっております。吉田中学校では、第1、第2学年ともにこの条件を満たしております。本年度は通常の40人学級による学級編制より1学級多い学級数で35人学級編制を行っております。この事業は本年度からであります。40人学級に比べて1人の生徒にかかる時間に余裕が生まれ、担任が課題を抱える生徒や不登校生徒にかかる時間が増え、生徒たちは落ち着いた学校生活を送ることができております。

次に、小学校の40人学級を30人学級へ少人数化する考えはないかでございますが、既に静岡県の「理想の学校教育の実現を目指して」でも提言されておりますように、その方向性は示されております。しかし、少人数学級にはそれなりに教員が必要であります。今後、子供たちの学習環境として、1学級何人が適当であるかを含めて考えていく必要があると考えます。

次に、常勤の臨時教員が町内の小・中学校には何人雇用されているかという質問でございますが、現在、住吉小学校には規定人数に対する欠員補充として1人、これは子供何人に教員何人を配当するかという基準があるわけですけれども、その基準、例えば7人充てるところへ6人を充てて1人は欠員補充と、そういう形をとっております。それが欠員補充という意味ですが、住吉小学校では、規定人数に対する欠員補充として1人、育児休業代替として2人の計3人おまして、3人とも学級担任をしております。中央小学校には規定人数に対

する欠員補充に1人、産休代替に1人、育児休業代替に1人の計3人おりました、3人とも学級担任をしております。自彊小学校には育児休業代替が1人おりました、この教員は学級担任をしておりません。一方、吉田中学校には規定人数に対する欠員補充に1人、育児休業代替に1人、長期研修代替に1人の計3人がおりますが、そのうち1人が学級担任をしております。したがって、町内の小・中学校全体では10人の臨時教員がおり、うち7人が学級担任をしております。

これらの臨時教員の待遇でございますが、先ほど議員からは劣悪な待遇という言葉がありましたけれども、そんなことは全くありませんので、これは、職員の給与に関する条例に基づいて給与が支払われております。

次に、全国学力・学習状況調査について、具体的な改善点をどうとらえているか、また子供や教師が負う弊害についてどう考えているかについてであります。教育委員会が町内の教職員で組織されております教育会と共催で実施しております親のための算数・数学おもしろ講座の中で、学力・学習状況調査の結果を通して得られた子供たちのつまずきやすいポイントや学習方法について保護者に解説し、家庭学習の充実に生かしております。また、各学校においては、数学科、または算数科及び国語科の教員を中心に調査結果を分析し、自校の児童・生徒の足りない部分を確認し、次年度の教育活動に生かすよう学習指導の充実改善に取り組んでおります。さらに、生活面での調査をもとに、日常の生活と学力の関係を分析するとともに、児童・生徒の家庭生活のあり方の指導のため、家庭との連携をより一層密にしております。

子供や教師が負う弊害についてどう考えているかについてであります。議員御指摘のような問題は過去においても指摘されているところですが、文部科学省はこの点を十二分に認識し、学力・学習状況調査の趣旨を学力や学習環境等の状況をきめ細かく把握し、教育成績の指導の改善につなげるための調査であり、序列化や過度の競争をあおるものではないとしており、特に結果の公表については各県、市町教育委員会に慎重に対応するよう求めています。当町の教育委員会においては、このことを踏まえ、町内の各学校に対し学力・学習状況調査の趣旨の周知徹底を図り、過度の競争が起きないように十分注意して実施しているところであります。また、学習状況調査は、児童・生徒の家庭等における生活状況と学力とのかわりを調査しておりますが、児童・生徒の生活や学習環境の向上が学力向上を図る上で大切であることを学校や家庭へも働きかけてまいりたいと考えております。

現在のところ、議員が心配されているような、子供や教師への弊害はありませんし、今後も弊害がないよう調査の趣旨を再確認し、学校とも連携を密にして取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、県立吉田高等学校の統廃合計画の現状についてお答えします。

御質問の件につきましては、過去にも3回ほど町議会定例会でお答えをしておりますが、今までの経緯を申し上げますと、静岡県教育委員会は平成17年2月に、平成27年度を見通した静岡県立高等学校第2次長期計画案を発表し、この中で吉田高校と大井川高校の統合再編を含む再編整備計画案を示しました。

この計画案をもとに、県民などからの意見募集を経て、平成17年3月末に吉田高校、大井川高校の統合再編を盛り込んだ状態のまま静岡県立高等学校第2次長期計画が策定されたものであります。この計画では、大井川高等学校普通科及び吉田高等学校普通科、英語科、福

祉科については、生徒数の減少に伴い、将来いずれも学級数が4学級以下になることが見込まれること等を踏まえ、両校が地域で果たしてきた役割や両校の特性等に留意しつつ、よりよい教育条件の整備確立をはかるため、発展的に普通科、福祉科等を有する高等学校に再編整備するとされております。しかし、計画を策定以来、現在までに具体的な再編方法等は示されていない状況であります。

御存じのとおり、吉田高校は当地域の高等学校教育の充実、発展や人材育成を目指して地域住民の皆様や教育関係者の御熱意、御努力によって昭和47年4月、旧吉田小学校などの跡地に開校され、こととして創立38年目を迎えております。開校当時は、普通科、英語科、保育科の3学科が設置されておりましたが、現在は普通科、福祉科という二つの学科を設置しております。

普通科は普通コース、特進コース及び英語コースの3コースで構成され、特進コースでは、国公立の4年制大学への進学を希望する生徒を対象に1年から国公立大学受験に沿った学習を行い、英語コースは国際語としての英語を理解し、世界の人々とコミュニケーションできる能力を養う学習を行っております。また、福祉科は福祉に関する専門的な学習を行い、近隣の福祉施設等での実習を通して専門性を身につける学習を行っております。さらに、全教科、科目の単位を修得することによって、訪問介護員1級資格と介護福祉士国家試験の受験資格を得られ、介護福祉士国家試験では平成20年度卒業生の合格率は90.6%で、全国でもトップクラスの合格率と聞いております。

一方、部活動においては、スポーツでは体操部が過去何度かインターハイに出場し、これに加え現在ではなぎなた部も全国大会への出場を果たすなど注目されており、本年度も体操部が団体の部で、なぎなたが団体の部、演技及び個人試合でインターハイ出場を決めております。さらに文化面では、書道部が高校文化祭出場の常連であり、本年も三重県で行われます高校文化祭に出場を決めております。卒業生は平成21年3月末現在で9,669名を数え、地元企業、団体、地域福祉の現場で活躍し、地域社会の中核を担っております。

このように吉田高校が地域で果たしてきた役割は極めて大きく、地域活動や文化、スポーツ面などの幅広い分野において多くの町民とかかわり合いながら、まさに地域とともに歩んで来たという歴史と伝統を有しております。また、将来においても、高校生の持つ文化や活力が地域の活性化に果たす役割は大きいものと考えており、少子・高齢化社会の中で吉田高校が町内に存在するということは極めて意義深いものであります。

将来の少子化に対応するものとはいえ、今回吉田高校と大井川高校の統合再編が県の計画に盛り込まれたことは極めて残念なことであります。しかし、県立高校の統廃合は県の施策として行っているものであり、特に最近、県から町に対して新たな説明はありません。

以上でございます。

○議長（増田宏胤君） 1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） それでは、再質問します。

中学校の35人学級というのの効果というか、これは人数割でたまたまというか、1クラス増えたということで、35人以下学級になっているということで、生徒は落ち着いているとかということで、多分先生も負担が軽くなったのではないかと思います。私は、今吉田町の小学校のクラスの実情をちょっと見ましたけれども、非常に学校や学年でバランスが悪いです。例えば、住吉小学校の1年生は3クラスあるんですが、40人、39人、38人というクラス編制

です。一方、自彊小は30人、29人、これは1年生です。それから、3年生を見ると自彊小は2クラスで24人ずつです。それから、多いところは住小も中央小も36人、37人で、それぞれ3クラスとか4クラスということで非常に24人と36人、7人いるクラスというのは、明らかに私違うと思うんですよ。子供も違うし、先生も違うと思います。

小学校1年生については小1支援ということで県から2人住小は、それから町も独自で予算をつけて支援をしているということですから、授業はしないにしても手助けをしているということだと思います。もう一つ、6年生を見ると、中央小は4クラスで40、40、40、39と4クラスです。自彊小は32、32と、明らかにちょっとバランスが悪いと思います。

ぜひ、私は先ほど教育長が中学1年生、2年生の静岡式少人数学級編制方式というようなことをおっしゃいましたけれども、ぜひ吉田町でも小学校に、そこら辺を、少人数学級編制の静岡式でもいいですから、ぜひ入れるべきだと私は思うんですよ。実際これ、磐田市ではふるさと先生制度だかということで町独自で入れていますよね。その辺、当然御存じだと思いますけれども、そういうことを考えていくことはございませんでしょうか、教育長。

○議長（増田宏胤君） 教育長、黒田和夫君。

○教育長（黒田和夫君） 考えることは非常に易しいわけですがけれども、実際にやるとなると大変なお金がかかりますし、非常に難しい問題だと思います。町独自でやるということは大変難しい。これは市でも同じことだと思いますけれども。人件費というのは莫大なものから、大変難しいと思います。

それから、学校によってクラスの子供たちの人数のバランスが悪いと言います。これはもう仕方ないことなんです。例えば40人学級で41人になれば、これは二つに分けられるわけですね。80人だと40人ずつになるわけで、81人になると今度は三つに分けられると。こういうことになりますので、これはやっぱり決まりに従ってやるしかない。それを多少何かの形で援助するとき、今では町で人をお願いして援助することはできるわけですがけれども、それはやっているわけですがけれども、際限なくそういうことをやるというのは、これは非常に難しいことで、現実的にはできないだろうというふうに思います。

○議長（増田宏胤君） 1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） 私、磐田のふるさと先生制度のことで、ちょっとインターネットで見ましたけれども、これは平成17年度の特区のときから導入したということで、これを読むと、35人学級をやったことで、利点としてはつまずいている子供に手をかけるゆとりができたとか、ノートの特検とか作品などの評価を丁寧にできるというような効果や利点がある。それから、少人数学級の指導における成果についても、健康状態の把握がしやすい、授業中多くの児童に直接言葉をかけることができる。それから活動スペースが確保でき、児童が活動しやすい。一人一人が学級の中で活躍できる機会が多くなったと考える教職員が多いというような調査結果です。どこの学校も校長先生は、これは20年度までは小学校は4年生までですよね。中学生は全校かな。だから、全学年でやっているわけではないけれども、校長は、この制度を全学年に広めたいと。それから先生もそう思っているよというようなことが載っています。

私は、お金のことを教育長言われましたけれども、本当にやる気になれば、町の予算だってね、これは本当に必要なことだと思うんで、親もこれは望むことだと思います。先ほど教育長が偶然というか、運というか、たまたまその学校の、さっきも私言いましたでしよう、

中央小でしたか、中央小の6年生は40、39、40、40でね、あと2人いれば30人学級になるんですよ、これ。たまたまとかね、運とかね、偶然とかというようなことで済ませるべきでは、私はないと思います。ぜひ、磐田市では町が上乘せしてやっているわけですよ。今年度の21年度では、1億6,000万円上乘せしたと聞いています。あそこはもう市で合併して大きい町ですから、全部に行き渡っているわけではないようですけども、莫大なお金がかかるとは、私、吉田町の場合ね、思わないんです。

一遍に全部というのは無理だったらね、例えば1、2、3年生までは導入したらどうでしょうかということです。1、2、3年生ですと、自彊は対象外になりますから、住小と自彊で4クラスくらい、4人くらいだと思えますよ。それで、磐田市の状況を聞くと、先ほど県から派遣がいろいろありますよね、県の小1支援とかいろんな派遣がありますよね。少人数学級とかそういうののやりくりでね、何かされていると聞いているんですけども。

それでね、ちょっと町長に聞きます。

この議会の開会のときに町長が行政報告をしました。この中に、次世代育成支援対策推進法はということで、次世代のことについて書いてあるんです。これ読みます。「最近の世界的な不況の影響で、我が国においても生活水準が限界を超える家庭が増えたことに伴い、子供の貧困問題が生じ、子供たちの家庭環境はもとより、教育機会における格差が顕著となり、子供たちが置かれた環境はますます厳しいものとなっていくことが懸念されております。このような背景を踏まえ、国の施策の動向を見きわめながら、子供の最善の利益への配慮を基本に子育て家庭への支援及び子供が健やかに育てられる環境整備などの取り組みについて、本町独自の後期行動計画を策定してまいりたいと考えております」というふうに町長述べましたよね。また、これは全体の中での文章ですから、その部分を取ってどうだと言うのはなかなか難しいかもしれませんが、例えば、こういう、これから後期行動計画をつくっていく中で、さっき言ったように教員を確保して、私30人学級はそれは理想だと思うよ。とりあえず35人学級を小学校の低学年に実施していく計画とかを立てていく、この中に私はぜひ入れてもらいたいと思うんですけども、こういうことも、どうでしょうか。

○議長（増田宏胤君） 町長、田村典彦君。

〔町長。田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 具体的なことについては、当然のことながら、教育委員会であるとか教育長の御意見を聞かなきゃなりませんけれども、私が常日ごろ申し上げているように、昨年の12月24日に出た、平成17年に行われた国勢調査の5年刻みの将来推計人口を見れば、どの町がどういうふうな方向をたどるかというのは、もう歴然としているわけですよ、はっきり申し上げて。子供がべらぼうに減っていくと、例えで言って申しわけないんですけども、隣の牧之原市さん7,155が、今から26年後にはもう3,500になってしまうと。これはもうそういう数字が出てくるわけですよ。うちの町が5,358かな、それが3,412と、そういう意味においては、うちの町はいいわけですけども、しかしながら、少子・高齢化、特に少子というものをそういう形で数字となってあらわれてくるといった場合には、やはり、その子供たちを健全に育成して、やはり健全に社会に巣立ってくれなければ、皆さんもそうですけれども、単純な話、我々の老後は彼らが背負うわけですよ。だから、通常彼らが1であるものを1.1であるとか、1.2ぐらいにやはり付加価値をつけなきゃならないと。そうすれば、当然のことながら子供たちの教育、それから教育環境、そういうものについても当然のこと

ながら、これまで以上にでき得る限りの財政支出をしていくというのは当然のことながら考えられてくると思っています。

だから、今うちの町の教育というものは、具体的にどうのこうのというのは私も詳しくは知りませんが、それについては、教育委員会の皆さんであるとか、教育長から御意見を聞きながら、この町の子供たちが健全に学力をつけて健全に社会に巣立っていくと、そのためのさまざまな枠組みについては弾力的に、財政的には強力に推進してまいりたいと思っています。

○議長（増田宏胤君） 教育長、黒田和夫君。

○教育長（黒田和夫君） さっきお話を聞きっぱなしだと誤解されるといけませんのでお答えしますけれどもね、磐田でふるさと先生と言われている、その先生の存在は、あるいは位置づけがどうであるかということの説明を私は聞いていないわけです。例えば、その人もほかの先生と全く同じように授業をやっているのか、そういう問題があるんですよね。それは吉田町でもね、町で雇っていただいて、子供たちの面倒を見て、常勤の先生の手伝いをしてくださっている、そういう仕組みもあるわけなので、だから磐田でそういうことをやっているのに、なぜ吉田へ取り入れないかという受けとめ方をされると、これは非常に困った問題なんです。

それから、もう一つは一般論で言いますとね、よくあることなんですけれども、例えばこの町ではこれをやっているのに、なぜ吉田でやらないか。だけれども、それぞれの市町で主体的に教育委員会が取り組んでいるわけですね。例えば一例を挙げれば、ほかの町にはないやり方で、さっき議員も言われたように四つの小・中学校に司書を町から派遣しているところはないんですよね。そういうことは言わないで、ほかの、これもやっている、コンピューターは浜岡ではどうかというふうなことをやっていきますとね、もう自治体はパンクしちゃうと思いますよ。

ですから、やっぱり、それぞれの自治体、それぞれの地教委の主体性というものを尊重しながら、それぞれの自治体の独自の教育を展開していくと。そういうことを考えていかないと、私はいけないじゃないかなと思っています。吉田はね、十分やっている。私は方々見ていましたけれども、ほかの町に比べて非常にそこが欠けているというようなことは絶対ないということを自信持って言えますけれども。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） 吉田町がね、十分やっているというか、いろいろ他の町よりも先駆けて、司書の話も当然、ほかの町にはないうらやましがられるような制度だし、それは実際司書の方たちが頑張って、先生たちと一緒に、子供たちとの接触とか、そういう面では本当に頑張っているのは私もわかります。司書の話も聞きましたし、なんか3月ではパソコンも入れかえたんですよ、たしか。違いましたっけか。補正予算で急遽、なんか変えたそうなんですけれども、本当によくやっているのはわかります。

さっき、ふるさと先生の話をしてしまいましたが、私も本当に教育のほうについては素人ですから詳しいことは本当にわかりません。ただ、今国や県に国民というか先生方の、保護者とかね、先生方の要望として少人数学級にしてほしいよという要望がね、国や県にどんどん上がっているわけですよ、毎年。署名もされているしね、そういう面では40人学級を少人数

学級にしてもいいよというふうにも国も変わったわけですね。現に、中1、中2まで進んできたわけですから、静岡県の場合は。だから、お金のことを言えば、やっぱり国や県がそうしてくれれば一番私はいいと思います。ただ、磐田のことについて言うとね、名称がふるさと先生制度と言いましたけれども、その名称は私関係ないと思うんですよ、ただ言い方だけですね。要は35人学級にしたということだと思ってる。やるには、やっぱり正規の先生の配置を県からももらえないわけだから、いわゆる加配されている先生方、派遣されている先生方をうまく使ってやっているんじゃないかなと私は聞いているんですけども。

そういう意味でいくと、私は、よくやっているというのはわかりますけれども、現実を見るとね、24人のクラスもあれば、40人のクラスもあるわけですよ。ある面、これは本当に地域的な問題でいくと、不公平と言っていいかわかりませんが、ちょっと余りにも差が開き過ぎているのではないかと、同じ町内にいて。私はそこはね、やはり、なるべくその差を少なくするためにも35人学級というのをぜひ将来的にはね、考えていっていただきたいと思います。ぜひこれは今後折あるごとに私は言っていきたいと思っておりますけれども。

○議長（増田宏胤君） 教育長、黒田和夫君。

○教育長（黒田和夫君） 言っちゃ悪いですけどもね、私は、さっき答弁の中で1学級何人が適当であるかということを含めて考えなきゃいけないと。そう言ったわけですけども、今の流れとしてはね、とにかく少ないほうがいいことだという考え方あるんですよ。

例えば、30人学級にしますとね、31人になると15人と16人になるわけですね。そうすると15人という男女のバランスを考えてみますと、非常にアンバランスになることもあるわけですよ。だから、そういうことも含めて、この問題については、これはここでいうよりはね、やっぱり教育界で大いに議論しなきゃいかんと、私は前からそう思っているんですよ。少ないほうはね、それは確かに受け持つ教員の能力も少ないわけですね。

ちなみに、私の中学校の1クラスは48人でしたけれども、それはそれで、今考えると先生は苦勞されたんだと思いますけれども、プラス面もあることはあったんですよ。ですから、そういうことを含めてね、大いに議論する必要があると、そう思っていますけれども。

○議長（増田宏胤君） 1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） ぜひ今後検討していきたいと、私も思います。

臨時教員のことで、私の表現に対してちょっとクレームというか、言葉の使い方で、劣悪と言いましたっけね。私は劣悪とあえて表現したんですけども、10人でしたっけ、いますよという話ですけども、この人たちの待遇がどうなっているのかということですけども、例えばね、ボーナスは3割ぐらい低いですよ、たしか。それとか、契約もね、365日で1年間で最後の1日切るわけでしょう、解雇するわけでしょう。それで翌年また頼むわけでしょう。そうすると、有給休暇が全部ただになっちゃうわけじゃないですか。そういったこともありますよ。ですからね、私はあえてそういう言葉を使ったんですけども、全然正規の先生とは違うと思います。身分が安定しません。だから、本当に大変だと思います。

この間ね、朝日新聞に常勤講師の待遇を改めよということで載っていましたがけれども、教育長読まれていますよね、読んでいないですか。これは、私立学校の非常勤講師の方が世論に訴えるということで書いたんですけども、この方は非常勤講師ですよ、私学の。本当にこれ読めば、今派遣労働が問題になっていますよね。派遣労働が大変大きな問題になっているけれども、学校に勤める臨時講師や非常勤講師ももっと劣悪、もっと劣悪ということは言

ってないけれども、同じくらい待遇が悪い。私学だもんですからね、3年間非常勤講師をやれば正規にしますよという約束だったけれども、3年たらずにやめさせちゃうと。だから路頭に迷う人がいるとか、本当にもう今の日本の雇用形態が大変、派遣労働者法が大変な問題起こしているということだと思います。

これは、先ほど10人がいて、臨時講師は10人ですけれども、それ以外に相当な数の派遣の先生とか、町がお金出して雇っている先生がたくさんいますよね。私は、本当に少しでもそういう方の条件をよくしていただきたいと思います。例えば、時給を上げるとか、ぜひ、そういうことも考えていただきたいと思います。これは答弁はいいです。

一つあれだけ。ごめん、町長のほうにね、私、教師の数のことだけれども、第4次総合計画の中で、町は義務教育のところの施策の方向性というところで、こういうことをうたっているんですよ。「きめ細やかな教科指導と生徒指導の一層の充実のため教員増の意向を関係機関へ要請するなど教育推進体制の強化を図ります」というふうにうたっているんです。これは、町長か教育長かわかりませんが、これ関係機関へね、教員増の意向を要請したようなことというのは具体的にあるんでしょうか。

○議長（増田宏胤君） 教育長、黒田和夫君。

○教育長（黒田和夫君） それは機会あるごとに要請をしていきます。

○議長（増田宏胤君） 1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） もうちょっと具体的に、どこへどういう形で要請をされているのか。

○教育長（黒田和夫君） それは県教委に要請したり、あるいは国のほうへ要請したり、それはよく保護者の方も住民の方もやっていますよね。同じような形で、機会あるごとに定数を増やしてもらいたい、それはやっております、教員定数ですね。

○議長（増田宏胤君） 1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） その成果というか、結果はいい結果が出たことなんかはあるんですか。

○議長（増田宏胤君） 教育長、黒田和夫君。

○教育長（黒田和夫君） それは徐々に、今の40人学級ですか、そういうことも徐々に人数少なくなってきたりしておりますからね。それにつれて教員が増えるわけですから、それは成果は上がりつつあると思います。そんなに急激に上がるようなことはないと思いますけれども、それは改善されていくと思います。

○議長（増田宏胤君） 1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） ぜひ、教員を増やすというのが、やっぱり基本だと私は思うので、ぜひ、そういう要望は上げていただきたいし、これ国や県に決定権があることですので、ぜひそれは続けてやっていただきたいと思います。

では、学力テストのことについて聞きます。

教育長、なんか当たりさわりのない答弁だったかなと私思うんですけれども、これ、新聞なんか見ても、ことしのテストは、私学は半分ですよ、参加率。国公立は全部100%、犬山が参加したもんですから100%になりましたけれども、私学はこれはもう意味がないというふうなことで、参加しないというところが増えてきているわけですよ、だんだん。

私は、この学力テストは本当にね、先ほどいろいろ説明されましたけれども、現場の先生方は多分6年生と中学3年生の担任の先生以外は関心がないのではないですかね。それと管理職は当然ありますけれどもね。現場の先生方はよく知らないというか、そんな現状じゃな

いですか。

○議長（増田宏胤君） 教育長、黒田和夫君。

○教育長（黒田和夫君） 知らないということはありません。ただ、それは同じ教員としても、いろいろ評価はまちまちだろうと思いますけれども。これは国を挙げてやることですから、知らないということはありません。

○議長（増田宏胤君） 1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） 私の知らないという表現が悪かったかもしれませんが、6年生と3年生以外は関係ないじゃないですか。だから、新聞で出ているから、それは知らないという表現はおかしいけれども、タッチしていないということだから関心がないということなのかな。関係ないというふうに聞いておりますけれども、私は現場の先生から。全く無関心ではないかもしれないけれども、直接かかわってこないと私は聞いて、いいです、これは答弁はいいです。

このテストですけれども、静岡県はこの学力テストをやる前からね、毎年1月に定着度テストというのをやっていますよね。これは全国で大体の都道府県がやっていますよね。これは先生が丸つけるわけですよ。だから、子供の状況がすぐわかるわけですよ。それで、報告も抽出だそうですよね。だから、これのほうの子供の状況をつかむには、全国学力テストよりもよっぽどわかると思うんですけれども、どうでしょう。だから、必要ないんじゃないかと思って、学力テストは。

○議長（増田宏胤君） 教育長、黒田和夫君。

○教育長（黒田和夫君） 私が必要あるとかないかというのとは言えないわけですが、これは、このテストに参加するかどうかは教育委員会で協議して決めることになっている。さっき、先生方が関心を持ってないということですが、先生方はある意味の関心は持っています。それは、6年生の算数、国語にしても、それは教科の力というのは積み重ねですからね、当然関心は持っております。ただ、私は逆に異常な関心を持つことが、議員が心配されるようなことだろうというふうに思っています。

○議長（増田宏胤君） 1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） 静岡県がやっている定着度テストについてはどうでしょう。

○議長（増田宏胤君） 教育長、黒田和夫君。

○教育長（黒田和夫君） これは、私不勉強ですが、教育委員会主体でやっているものではないだろうというふうに思いますけれども。だから、私たちはそのテストの結果も一切知りません。

○議長（増田宏胤君） 1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） 私はね、この全国学力テスト、50億円以上国かけてやっているわけですね、57億と言う人もいますけれども。こんなにかけてやるんなら、やっぱりもっと先生を増やすとか、必要などころにかけるべきだという論調もありますよね。私もだから、ぜひ、それは、それから教育長、この学力テストに対して、ある教育委員会では公表を県ごとの成績の発表もするなという申し入れしている教育委員会もありますよね。私は、とにかくそれだったらもう全くもうやる必要は全くなくなっていくんだと思うんですけれども、そういうことを挙げている教育委員会もあるわけだね、それはその教育委員会できちっと議論してやられていることだと思うんですけれども、私はそれが正論かなと思うんですけれどもね。

○議長（増田宏胤君） 教育長、黒田和夫君。

○教育長（黒田和夫君） 私は、去年でしたか、役場のお母さんくらいの年代の何人かの、5人くらいの人にこのテストの結果を知りたいですかと聞いたことがあります。そうしたら、知りたいと言う人が3人のうち1人だったかね。だから、もちろん今子供はテスト受けたわけですから関心を持っているわけですよね。問題は、各学校ごとの平均点だとか、子供の点数を比較したりと、そういうことがいけないので、県が発表して、ああ自分の子供はどのくらいかなと思うことは、それは構わないことだと思うんですけども。そう思っていますけれども。

○議長（増田宏胤君） 1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） このテストも、国のほうでやっていることで、これは国際的な学力到達度調査、これはOECDですか、3年ごとにやっている、これが始まってから2007年からかな、日本も始まったわけですけども、これは日本の子供の学力が、成績が悪かったということで、底上げのために始めたのかなと思いますけれども、本当にね、そういう先ほど私組合のね、そういう要望というのを読みましたけれども、学校によってはね、県でもそうだけれども、県が発破をかけているわけじゃないですか、成績上げようとして。

そういうの、一部の者かもしれないけれども、事前にテスト対策をやったり、ひどいのは子供をとんとんってやったりとかということもあったわけじゃないですか、多分。それ書いてありましたよね。そういう不公平なことを、不正なことをやるようなテストだったら、本当にもう必要ないと思うんでね、あと何年かすればやめるかもしれませぬけれども、私は本当にこれが子供の教育にとって影響はよくないと、私は思います。そういうことを言う組合の先生のほうが、私は理解できます。

これを教育委員会に中止を求めることを酌み上げてほしいとかと言っても、これは無理だと思いますので言いませんけれども、この問題についてはそういうことで終わります。

最後に、吉田高校の統廃合の問題です。

前回の一般質問と答弁もそんなに大きな進展はないし、町へ説明が去年はありましたよね、説明がね。教育委員会から来たと私は聞いているんですけども。それで、町長も同窓会も後援会もはっきり反対を表明しているというのも聞いているわけですけども、その後来ないんですかね、県の教育委員会から、ことしになってからは。

○議長（増田宏胤君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） この町の長に対しては、ことし特別に教育委員会のほうから来て説明はございません。

○議長（増田宏胤君） 1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） 私、この間、中学生を持つお母さんとちょっと話したんですけども、私の子は吉高へ入れたいということを言っていました。中学生ですから、私の子が入るころはどうかねと言うもんですから、27年度になくるとして逆算していくと、25年度ぐらいから募集停止になるんですかね。もし、仮にそれが実現、実行されたとしたらね、そんなことになるかもしれないよという話はしたんですけども、困るよと言っているし、本当にそうになったら困ると思いますよね。

さっき私、子供の数を言いましたけれども、中学校は今1年生が270人、2年生が293人、3年生が287人、今の6年生が331人ですよ。5年生が310人、4年生が311人という、ずっと

300人推移しているんですよね、吉田町は。だから、そういう地域で高校を、ましてや大井川を挟んでね、大井川と合併するというのは大変おかしな、こういうのはもう皆さん言っておりますよね、県に。同窓会も後援会もしっかり物を言っているんだけど、県が決めたことですからね。それを覆さないと進んでしまうのかなと、私心配しているんですけども。何か手だてはないものですかねということなんですけれども。

○議長（増田宏胤君） 1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） 私も、実は前の同窓会長の方とも話ししたり、吉高の校長先生とも話ししたんですけども。

○議長（増田宏胤君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 県の高等学校の再編計画を覆えす手だてはないかと。簡単ですよ。次の知事が再編計画だめだと言えば、それで終わりですから。そういうことですよ。

○議長（増田宏胤君） 1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） 県知事戦は近々あるわけで、石川さんはかわってしまったから、今度の知事にしっかり物を言うということは大切だと思いますので、ぜひ、町としても言っていたきたいし、私が議員になって、私は平成19年からで、前に議会に意思を表明したのはね、17年でしたよね、17年のときには意見書をたしか、議長は増田議長だったと思いますね。そのときに上げているものでね、メンバーも変わっているものですから、議会の意思もね、私しっかりもう一回はっきりするというのを議会のほうに私も提案をしてみます。

以上で終わります。

○議長（増田宏胤君） 1番、佐藤正司君の一般質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（増田宏胤君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は明日17日水曜日午前9時から本会議、一般質問です。よろしくお願ひします。

本日はこれにて散会します。

散会 午後12時10分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（増田宏胤君） 改めて、おはようございます。

本日は定例会第13日目でございます。

ただいまの出席議員数は14名全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（増田宏胤君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は通告順次によって行い、1人の質問及び答弁に要する時間は60分以内です。関連質問はございません。

それでは、順番に発言を許します。

◇ 杉 村 嘉 久 君

○議長（増田宏胤君） 4番、杉村嘉久君。

[4番 杉村嘉久君登壇]

○4番（杉村嘉久君） 4番、杉村嘉久です。

私は、さきに通告をいたしましたとおり、きょう二つのことをお伺いしたいと思っております。

一つ目は、職員提案制度の活性化について。

二つ目は、学校教育の生産性向上についての二つでございます。

まず最初に、提案制度の活性化についてお伺いします。

よく言われますが、生産性の高い民間企業におきましては、常に「企業は人なり」という信念に基づいて、人にやる気を起こさせることによって企業は変わると言われております。そのために、オープンに議論を重ねて、社員とのコミュニケーションを図ることにウエートを置いて運営していくということでございます。一人一人が100の力を持っているとすれば、やる気を起こした人は120の力を発揮する。不当な差別を受けるなどしてやる気をなくした人は、60しか発揮できなくなる。そこには、2倍も違って、2倍の差が出るわけですね。人をモチベートすることはとても重要なことだと思います。人の取り扱いには常に公平でなければなりません。

ところで、町長は、住民の福祉向上を掲げ、ガラス張りの明るい行政を推進するために、行財政改革本部を設置して、人事管理、人材育成、目的成果志向、組織目標イコール職員目標など、積極姿勢をとっておられますが、実際の行政効果となると、まだまだの感があるの

ではないかと予想できます。職員一人一人が住民全体の奉仕者として、職務に専念する姿勢を持たなくては、町長の号令も中途半端のものになってしまうのではないのでしょうか。同じ仕事でも、やり方の改善によって効果が違ってくると思います。事務の改善をどう進めるか、アイデアに富んだ職員の考えを積極的に出してもらうことを目的に、吉田町職員提案規程が設けられているのではないのでしょうか。

一般的に職員は、新しい改革を嫌う傾向が強く、失敗して責任をとるよりも、先輩がやってきたことをそのまま行っていればよいという、保守的で進歩・改善を好まないことが多いと言われるし、私もそのような感じを持っております。提案によって審査の結果採用されれば、その後どう具現化するかは管理職の責任になります。そこに提案制度の意義があるし、職員と管理職とのコミュニケーションの場が広がり、職員の勤労意欲の高揚にもつながると思います。このようなことも提案制度の目的の一つではないかと思っております。

多くの自治体が生産性向上の一環として提案制度を採用している中で、結果を出して注目されているのは、静岡県の人1人1改革運動、矢祭町の町の復興対策、1村1品運動の発祥地であり大分県の1所属1改革運動などがあります。職員一人一人が日常業務の見直しや事務の合理化、技術改善、経費の節約などに積極的に提案制度を活用し、職場内の活性化を期待するものであります。町長の考えをお伺いします。

次に、学校教育の生産性向上についてでございます。

静岡県教育長の諮問を受けまして、理想の学校教育具現化委員会がまとめたポイントの一つに、学校教育の生産性向上が挙げられております。教育界における生産性向上は、限られた教育資源の中で教育効果を上げることと位置づけをし、生産性の具体策としまして、学校の組織マネジメント強化を目的とした教員1人1台パソコンの配備などICT化教育の推進、学校業務の整理縮減などが提案されております。また現在、国のIT新改革戦略を受けまして、2010年度末を目標とする学校教育のIT環境整備として、教員用パソコンの導入が各自治体で進んでおります。ねらいは、校内ネットワークと1人1台パソコン環境を生かした公務のICT化と効率化であります。もちろん、パソコンの導入だけでは効率化は実現しません。ICT活用を前提に、公務そのものの流れを見直したり、ネットワーク上で管理する情報の区分や扱い方のルールを取り決める必要があると思います。パソコン導入で有効なのは、公務に関するデータの共有だろうと思います。サーバーから必要なファイルをすぐに取り出せるようにしておくだけでも、文書作成が非常に楽になると思っております。ICT活用について新学習指導要領では、児童・生徒が授業で使う道具として表現しておりますが、現実には先生が教えるために使う道具として、先生がICTを使う比率のほうが高いはずであります。教える工夫の一つとしてのICT活用は、今後さらに増えていくものと思います。学校教育の生産性向上策として、パソコンの教員1人1台配備と、ICT活用についての所見を伺います。

以上です。

○議長（増田宏胤君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 答弁をする前に、議員のお話を聞いておりまして、私とこれまでの6年のガラス張りの行政について褒めていただいたものですから、いやいやありがたいと思

いましたら、次の瞬間に「効果はまだまだだ」と、いやいやこれもまた厳しいなど、上げて下げるとというのが、議員のまた一つの提案でしょうから、一生懸命叱咤激励と思って、頑張りたいと思っております。

そのついでに、議員に、またこれは議会の皆様にもお願いしたいことでございますけれども、提案制度ということが大きくとらえますと、議員の皆様の提案というのは非常に大事でございますよね。議員の皆様がこの町の町政の運営にこういうふうな政策がどうだとか、私はいつも待っているわけでございますけれども、その際に将来展望を見据えて、財政的な裏づけをはっきりと持って、いわばデータに裏づけられたさまざまな提案をしていただければありがたいと思っておりますけれども、ぜひともまたよろしく申し上げます。

さて、議員の「提案制度の活性化について」でございますが、お答えいたしたいと思いません。

町では、地方分権の流れを受け、職員の意識高揚及び資質の向上を図ることにより、行政改革の推進と町の発展に寄与することを目的に、吉田町職員提案規程を平成10年10月1日に施行いたしました。

どんな状況にあっても、町民福祉の向上につなげていく役割を担うのは職員であり、また、円滑な行政運営の根幹をなすのも職員であります。地方分権時代の職員に求められるものは、全体の奉仕者としての自覚を持ち、町民から信頼される職員であることはもちろんのこと、町民の視点に立ち、職務の課題を的確にとらえ、施策を遂行する能力と意欲を持ち、将来に向かって積極果敢に挑戦しようとする姿勢であります。言いかえれば、これからはみずからの責任において施策を立案し、説明責任を果たすことができる自立型の職員が求められております。このような観点から行政経営のあり方を見た場合、外部の要因による変革とあわせ、職員の意識改革も喫緊の課題でありますので、新しい視点に立った不断に行政改革に取り組み、その体制を刷新していく必要がございます。

職員自身の意識改革を行うためには、さまざまな手法があると考えておりますが、その一端を担う職員提案制度は、職員一人一人が身近なところから改革に取り組む場を提供し、目に見える改革をアピールすることができる施策と言えますが、残念なことに、現在までこの規程を活用した提案はございません。これは規程第2条第2号に、「その効果が自己の業務だけではなく、他の業務又は庁舎全体に波及することが見込まれるものでなければならない」と規定されているところもありまして安易に提案できないことや、職員が吉田町職員提案規程そのものを知らないといった周知不足に起因していることも考えられます。安易に提案できない点から、県の1人1改革運動や浜松市の浜松グッドジョブ運動などとは違うものになっております。改善、改革は、何も大上段に構えるものではなく、簡単なものから始めるということも大切なことであり、小さなことから改善・改革していくことが必要であると考えております。また、職場内研修OJTや、各課において適切な指導がなされていなかったことが周知不足の原因と考えられますので、今後は制度を知るなどの周知徹底を図っていかねばならないと考えております。

人は、その置かれた環境に大きく左右されます。人を育てる職場環境を形成するためにも、より実効性の高い制度となるよう、現行の職員提案制度を見直す必要があると考えております。また、職員が所属の課、局といった垣根を越えて、各種事務事業に対する改善や意見等を提案できる機会を設けることにより、職員の多彩な発想を引き出すことが大切であります。

ので、その実現に努めてまいりたいと考えております。

次の「学校教育の生産性向上について」でございますけれども、この質問につきましては、教育長から答弁させます。

○議長（増田宏胤君） 教育長、黒田和夫君。

○教育長（黒田和夫君） 「学校教育の生産性向上について」お答えします。

静岡県教育委員会は、学校教育が目指す確かな学力の定着、頼もしい先生育成の実現のため、平成19年6月から教職員の勤務実態の状況や、教職員、児童・生徒、保護者の意識調査から成る「学校を取り巻く実態状況調査」を実施しました。静岡県教育委員会は、この実態状況調査から明らかになりました課題と改善策を踏まえ、静岡県における理想の学校教育及びその実現に向けた施策を検討するために、平成19年12月に理想の学校教育具現化委員会を設置しました。昨年10月27日には、同委員会から静岡県教育長に対し、「理想の学校教育の実現を目指して」と題する提言がなされました。議員御指摘の学校教育の生産性向上については、この提言の中に取り上げられております。

さて、教職員1人1台のパソコンの配備と授業へのICT活用であります。

これらはいくまでも現在のところ、国の目標であります。教員に対するパソコンの配備につきましては、教員の公務処理の能率を高め、子供たちと向き合う時間をより多く生み出すためには有効な手段と言えます。しかし、これについては多額の投資を必要としますので、その教育効果について改めて十分に研究していかなければならないと思います。

一方、子供たちの周りに多くのパソコンを導入してICTを活用することは、子供たちの興味・関心を喚起するという意味では、一定の効果は期待できます。しかしそれはあくまでも教育手段の一つに過ぎず、子供たちにとって最も大切な学習の基礎・基本を身につけさせることまで、これをICTにゆだねることはできません。さらに申し上げますと、成長期の児童・生徒、特にさまざまな子供たちを対象とした小・中学校教育においては、一般企業におけるようないわゆる生産性の向上といった言葉はなじみにくいのではないかというふうに私は考えております。教育には、時に試行錯誤や繰り返しが必要であり、合理化、効率化が必ずしも教育の成果に結びつくものではないと考えます。子供たち一人一人に基礎・基本を身につけさせるには、時には手づくりの教材、また時には身の回りのものを活用し、教員が直接語りかけながら、子供たち一人一人に応じたきめ細かな指導を粘り強く行っていくことが原則でというふうに思っております。学校におけるパソコン配備につきましては、子供たちの学習実態、教員の指導計画に沿って、何よりも教育理念に基づいて、必要数をそろえていくことが大切であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 4番、杉村嘉久君。

○4番（杉村嘉久君） 平成10年10月に施行以来、提案件数はゼロということのようですが、それはちょっと私びっくりしましたけれども、職員に対するいわゆる推進を、その説明とかそういったものは、どういった機会に今行われているんですか、新しく入った人たちなんかには、新採用の職員なんかには、仕事の教育方法、その他、基本的な提案制度。

○議長（増田宏胤君） 総務課長、中村久義君。

○総務課長兼防災監（中村久義君） 新しく入った方には、新採の研修がございますので、その都度説明させていただいているところでございます。確かに、町長の答弁にもありました

ように、周知不足ということは言えると思いますけれども。

○議長（増田宏胤君） 4番、杉村嘉久君。

○4番（杉村嘉久君） これは磐田市の場合、給与明細と一緒に提案用紙も入れて、そして今そういう制度をとっていると。制度といいますか、そういう方法をとっておられると。それをやりましたら、特に現場といいますか、現職の——現場と事務方とそういう分け方はよくないと思いますけれども、方から、もう年間にしますと何千件という提案というものが出されるようになったということもあるわけですが、そういったこととかいろんなことをとっている。また静岡県の人1人1改革運動は非常に全国的にも有名なことなんですけれども、それをお聞きした県内の23の市町が現在県の1人1改革運動を取り入れて、かなり成果を上げているということ等もあるわけですが、今後見直しをされるということですが、今お持ちの案といいますか、何かございませんか。

○議長（増田宏胤君） 総務課長、中村久義君。

○総務課長兼防災監（中村久義君） まだ具体的にはそういう案は持っていませんけれども、議員さん、確か去年9月の議会でも御質問されて、そのときも検討させていただくというような答弁をしていると思いますけれども、その後ちょっと発展しておりませんので、今後早急に検討していきたいと思っております。

○議長（増田宏胤君） 4番、杉村嘉久君。

○4番（杉村嘉久君） 関連質問で「検討して」というお答えをいただいたものですから、きょうは20年度、何件かの提案があったという、期待していたんですけれども、ちょっと残念です。

規程の中に、最高得点賞とか最多提案賞、功労賞、これは例えば民間企業の場合ですと、かなり内容によって金額的なものが支給されるわけですが、今、提案制度はないと言うとあれですが、どのくらいのものをこの三つの賞については、金額に換算しますと大体どの程度のものを考えておられるんですか。

○議長（増田宏胤君） 総務課長、中村久義君。

○総務課長兼防災監（中村久義君） その前の12条ですか、12条には「ほう賞」の形で、別表2に何点以上は幾ら、何点以上は幾らというような形で、お金でなくて商品券等にかえてやりますよというような形になっていますけれども、次の13条ですね、今議員さんが言われた。これについては、過去に実績もないし、そういった事例もないものですから、どの程度のものを配布しているというのはわかりません。実際に基準的なものもないものですから、そういうものが実際に出た時点で検討させていただくというような形になろうかと思います。

○議長（増田宏胤君） 4番、杉村嘉久君。

○4番（杉村嘉久君） 先ほどもちょっと私申し上げましたけれども、職員、企業の場合は社員ですが、仕事を任せられることによりまして、成果を上げようと頑張ることを提案制度とうまく結びつけることが必要ではないかと思っております。私は、職員提案制度を職員とのコミュニケーションの場にしていくとか、そういったことも必要じゃないかと思っております。職場の活性化のためには、トップダウンの一方通行からボトムアップの二面通行に効果があるんじゃないかとも思いますので、ぜひ見直しされて、そういったものをどんどん積極的に行っていただきたいと思うわけですが、

○議長（増田宏胤君） 総務課長、中村久義君。

○総務課長兼防災監（中村久義君） 提案制度とは違いますけれども、今、公務能力の向上や人材育成を目標に、行政評価とか人事評価を構築中でございますので、それらについてもそういった効果があるじゃないかなとは思っております。

○議長（増田宏胤君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員の御質問は、総括して答えると、町政の大きな改革というものは、これはもうトップのトップダウンでございます。町長がこの町の改革について政治ビジョンを訴え、それが有権者に届いて、結果として選択されたということは、要は、トップがその実現には当然のことながら自分の命をかけなければならないということが反対であるわけでございますので、当然のことながら、大きな町の改革というものは、トップが自分の政治的なビジョンに従って行うというのがまず基本でございます。そしてその中において、さまざまな部門においてそのような政治的なビジョンを実現しようとした場合には、どういうふうな課題が設定されてくるのかということがありますので、それについては各課が、課長等が私の考えを理解した上で、何が必要なのかというふうなことを理解して、それをその課の中において伝えていくと。そしてまたそれについて、課においてさまざまな提案であるとか、ミーティングであるとか、そういう場において、さまざまな課題の大きな課題、それから小さな課題もございますけれども、そういうものについての対応をしていくというわけでございます。

例えば一つの例を申し上げますと、2年間の時限立法でもって、契約管理課を設けさせていただきました。基本的に99.9%はできたと思っておりますけれども、この町の契約制度に関しましては、大きな意味である地点までもう行っていると私は思っておりますので、そういうふうなことは基本的に課長等が理解した上で、いわゆる私の政治ビジョンを実現するためにはどこまで持っていけばいいかということをよくよく理解して、今申し上げたような課題というものをみんなでもって話し合っやっていくというふうなことになりますので、基本的に、提案制度という特別に別にしつらえたものだけではなくて、そこがないからといって、当然のことながらそういうような提案がないのかということとはございませんので、それについては、私別に職員を弁護するわけではありませんけれども、職員には常に課題を設定して時代の流れをよく読んだ上で、データに基づいて仕事をやれと言っておりますので、それについては不十分なところが見受けられるかもしれませんが、そのようにやっておりますので、その辺の趣旨について御理解賜りたいと思います。

○議長（増田宏胤君） 4番、杉村嘉久君。

○4番（杉村嘉久君） 基本的なことは、申されるとおりで理解しております。

提案制度、提案でなくても、いわゆる小さな改善報告とか、そういったものでも私はいいんではないかと思っております。他人に立派な仕事をしてもらうではなく、私がこのような小さいことをやりました、そういった身の回りの事務処理方法を考え、アイデア等を報告させるということも、そういったことも大切だと思っております。

じゃ、次に、学校教育の生産性向上につきましてお伺いたします。

よろしいですね、引き続いて。

○議長（増田宏胤君） はい、どうぞ。

○4番（杉村嘉久君） 県教委の調査、これはもうおわかりになっていることと思っておりますけれども、調査によりますと、児童・生徒の指導に直接関係しない業務による多忙感を訴えてい

る教員は、県下で先生方の間では、小学校が74.8%ということ、それから中学校の先生ですと69%の人が、業務以外、いわゆる指導に直接関係しない業務による多忙感というものを訴えておるといふ数字が出ておりますけれども、児童・生徒の指導に直接関係しない業務の多忙感につきまして、町内の小・中学校の先生方の状況というのは、どの程度把握されているかをお聞きしたいと思いますけれども。

○議長（増田宏胤君） 教育長、黒田和夫君。

○教育長（黒田和夫君） 大変忙しいという話は聞いておりますが、具体的にどのことで忙しいというところまでは個々には聞いておりませんので、その辺はよくわかっておりませんが、けさも私、朝早く電話しちゃいけないんですけれども、このことありまして、ちょっと7時半過ぎに電話したんですけれども、もう教頭さんからだれからみんな来ておりまして、私の質問に答えてくれたわけですけれども、そういうようないろいろなことがありまして、忙しいことは間違いないと思いますけれども、これは教員だけでなく、今の世の中、どこのどんな仕事でも多分皆さん忙しくて、疲れ切っているのではないかと思います。それがいいことだと思いませんけれども、またそういうものを少しずつ改善していかなければいけないじゃないかというふうには考えております。

○議長（増田宏胤君） 4番、杉村嘉久君。

○4番（杉村嘉久君） 特に、せんだつてもちょっとある先生、たまたまお会いしたものですからお聞きしましたら、朝、3階とか4階へ上がりますと、もう夕方までおりにくることがないと。それから事務処理といいますか、教務関係の処理をする、事務的な処理をするから非常に大変だということをおっしゃられていたわけですけれども、そういったことがもう日常、今のお話からでもわかりますけれども、ほぼほとんど毎日そのような、昼飯も児童・生徒と一緒に食べるから、もうほとんど職員室にはおりにくいなということのようだったですけれども、その辺はどうなんですか。

○議長（増田宏胤君） 教育長、黒田和夫君。

○教育長（黒田和夫君） 私も、50年近くこの仕事にかかわっておりますので、確かにそういうような実態はあると思います。それからある年齢によって、そういう仕事が多くなることもあるものですから、すべての先生とは必ずしも言えないと思うんですけれども、私考えてみて、それでは何が変わったのかなというふうに時々考えることがあるわけですけれども、これは私の個人的な考え方ですけれども、今話題になっておるように、パソコンというのは確かに仕事を効率化する意味では大きな役割を果たしているとともに、一方では、パソコンに振り回されている先生もいると。パソコンがあるがために、いろんな資料をつくれるわけですし、これもつくれる、あれもつくれるという形で、かえって自分の仕事を多くしているという、そういう実態もあると、そういうことも考えなければならぬというふうに私は思っています。これは冗談で話したんですけれども、よく教育界では、何々の指定校という学校をつくるわけですね。私は一度、どこか一つの学校をパソコンを1年間使わない、そういう学校を指定したら教育が一体どう変わるのかと、そういうことを研究してみる必要があるんじゃないかと、これはまあ冗談ですけれどもね、そういうことによって、一度学校教育を見直す必要があるというふうにも考えております。

○議長（増田宏胤君） 4番、杉村嘉久君。

○4番（杉村嘉久君） 先生方のお忙しい内容というものは、ちょっと詳細まで把握している

わけじゃないんですけども、いわゆる教員1人1台パソコンを生かした公務システムというものを導入すれば、私は考えるんですけども、例えば、小学校から中学校への児童・生徒の情報の引き継ぎ等もスムーズになるんじゃないかと、そんなふうにも思うわけですけども、それを一々毎年毎年、もうシステムとしてあればそれを引き出してきて、それに打ち込んで、それから児童・生徒ごとのそういったことも考えられますし、そうする、まずそういうシステムづくりにおいては大変だと思いますけれども、一度つくってしまえば、あとは非常に身の回りのことというのは非常に楽になると思うんですけども、起案にしる何しろ全部。それは教育の社会だけじゃなくて、一般の行政の仕事もそうだと思いますけれども、その辺まではまだほとんど進んでいないということによろしいですか。

○議長（増田宏胤君） 教育長、黒田和夫君。

○教育長（黒田和夫君） 進んでいないということはないと思います。必要な場面においては、十分そういうようなパソコンを活用しておりますし、それは本当に仕事を楽にしている部分だというふうに思っております。

○議長（増田宏胤君） 4番、杉村嘉久君。

○4番（杉村嘉久君） 教員1人1台パソコン導入についての考え、お金はもちろんかかりますけれども、今、先生方お聞きしますと、自分のパソコンを持ち込んで、業務に使っていると。学校に全員用のものがないから。そういうことを言われておりますけれども、1人1台の導入ということはすぐというのなかなか難しいかもしれませんが、お考えになっておられるんですかね。

○議長（増田宏胤君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 今の先生方の1人1台パソコンの設置ということでございますが、このたびの国の補正を受けましての緊急経済対策臨時交付金の対象事業の一つでもございしますので、それを活用いたしまして、年度内に配備をするという予定にしております。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 4番、杉村嘉久君。

○4番（杉村嘉久君） 町内の小・中学校のICT教育の現状、活用状況というのは、おわかりになりますか。

○議長（増田宏胤君） 教育長、黒田和夫君。

○教育長（黒田和夫君） 実態を申し上げますと、小学校には総合的な学習の時間というのがあります。大体週3時間程度であります。これはこれからの新しい指導要領の改訂でもって、これを削減されるということになっておりますけれども、そこの一部の時間を割いて、パソコンの操作の部分ですね、簡単な使い方の部分。特に高学年でありますけれども、指導をしております。

中学校では、直接の指導というのは技術家庭科の時間を使っております。1年生では2時間、2年生、3年生では週1時間やっているわけでありまして、技術家庭科というのは昔からある教科でありまして、これはもう木工から何かやらなければならないことがたくさんあるわけで、そのうちの一部を割いて、パソコンの例えば文章作成であるとか、インターネットであるとか、あるいは場合によっては簡単なプログラムをつくるか、そういうような指導をしております。そういう一般的なレベルの指導をしているというのが実態です。

○議長（増田宏胤君） 4番、杉村嘉久君。

○4番（杉村嘉久君） 先ほどもちょっと言いましたけれども、今、先生方は個人用のパソコンで、よく新聞等に、この町内ではなかったと思いますけれども、事故、いわゆる児童・生徒の個人情報を入れて、それがちょっと紛失してしまうとかということで各地で起きているんですけれども、先生方からのパソコン、自分のを持ち込むんじゃなくて、町といいますか、教育委員会のほうで1人1台を配備してほしいという要望というものはないんですか。

○議長（増田宏胤君） 教育長、黒田和夫君。

○教育長（黒田和夫君） 要望は前々からありますけれども、ただこれは予算の絡むことでありますので、教育委員会で一方的に決めるというわけにはいかないわけです。町のほうの理解も、こういう非常に財政的に厳しいときでありますけれども、理解が得られれば、それは可能になるだろうというふうに思っております。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員、先ほどの質問で、うちの企画のほうから、年度内にすべての教員1人に1台パソコンを全部充当するという答えをもう出しておりますので、それについてぜひ答弁も踏まえた上で質問をしていただきたいと思います。

○議長（増田宏胤君） 4番、杉村嘉久君。

○4番（杉村嘉久君） 失礼しました。

先ほど企画課長から説明ございましたパソコンの職員、教員1人1台配備、それと同時に、いわゆる今回の21年度の補正で、いわゆる「スクール・ニューディール」の柱としまして、ICT環境の四つの目標を掲げておるわけですね。すべての学校の環境整備事業としまして、すべてのテレビをデジタル化する。それから、公務用コンピューターを教員1人1台、教育用コンピューターを児童・生徒3.6人に1台、全普通教室に校内LANを整備という四つの目標も、全国すべて学校に達成を目指すということで、かなりの金額も補正と、もう成立しているわけですが、それでいきますと、金額的なもの、購入分のうち、国庫補助が2分の1ですか、それからあとは、今言いました地域活性化・経済危機対策臨時交付金等の措置があるわけですが、この辺のことはもう情報として入っていると思います。ですからこれが正式なものとして通達といいますか、された場合のことを予想して、その辺の話し合いといいますか、内部のことというのはもう立ち上げていると思うんですけれども、こういったものを行政が要求するとか、その辺はお考えも進んでいますか。

○議長（増田宏胤君） 教育長、黒田和夫君。

○教育長（黒田和夫君） これは国の緊急の経済対策としてももとは打ち上げられたものであるわけですね。これはごく最近のことであるわけです。この後の市川議員の質問にも関係するわけでありまして、国の経済対策として打ち立てられたものを、これはまた教育は教育の立場で考えながら、それから、財政のことを考えながらどこまで取り入れられるか、どこまで実現できるかと、そういう視点でやっていかなければいけないことだというふうに思っています。十分内容的には承知しています。

○議長（増田宏胤君） 4番、杉村嘉久君。

○4番（杉村嘉久君） 生産性向上対策としまして、これは行政もよくいわゆるプラン・ドゥー・シー・アンド・アクションと、PDCAサイクルでもって仕事を回してやっていくということをよく聞かれますけれども、学校内の校内体制づくりだとか、学校力を高めることに

についても、計画、実施、点検、また改善ということですね。これは意識して取り入れることは、やっていくことは私可能じゃないかと思います。ですから例えば、これは授業、宿題を出しますね。それを点検して、補修、それから学習、そういった学習サイクルです。そういったこともやられている先生もおられると思いますけれども、どのようにお考えですか。

○議長（増田宏胤君） 教育長、黒田和夫君。

○教育長（黒田和夫君） 言葉はどんな言葉を使うかは別にして、学校現場では昔からそういうことは実際にやっているわけでありまして。今お話しになったようなことは……

〔「じゃ、ほとんどの方が」の声あり〕

○教育長（黒田和夫君） 学校教育の中では行われているわけですね。従来からです。

○議長（増田宏胤君） 4番、杉村嘉久君。

○4番（杉村嘉久君） せんだって、ある記事ですけども、静岡県は経済生産額というものは、全国で6位であります。教育行政は全国の非常に低い水準にあると。それで子供たちが犠牲になっているということも大きく掲載されたものがありましたけれども、その点は実際はどうなのか、ちょっと私それを読んで、えーと思ったんですけども、現実はどうなんですか。

○議長（増田宏胤君） 教育長、黒田和夫君。

○教育長（黒田和夫君） 私は、そんなことはないと思いますよ。どういう立場で物を見るかによって違うわけですね。経済界の人が見る場合と、教育者が見る場合とはまた違うと思ひますね。ですから、静岡県の教育がいろんな財政とか産業と比べて非常に低いだなんて、そんなふうには私には思ひませんでした。皆さんそれなりによくやっていると、そういうふうには思ひます。教育というのは地域地域によっていろいろ違うわけですね。その実態に合わせた教育が各学校でなされていると、そういうふうには私には確信しておりますけれども。

○議長（増田宏胤君） 4番、杉村嘉久君。

○4番（杉村嘉久君） すみません、以上で終了します。ありがとうございました。

○議長（増田宏胤君） 以上で4番、杉村嘉久君の一般質問が終わりました。

◇ 市 川 陽 三 君

○議長（増田宏胤君） 続きまして、3番、市川陽三君。

〔3番 市川陽三君登壇〕

○3番（市川陽三君） 3番、市川陽三でございます。

今し方、同僚議員からの再質問のところはほとんど私の要旨が入ってしまっておるものですね。ですからダブってしまいますけれども、原稿をつくってきておりますので、お願いをしたいと思います。

それでは、通告に従いまして、さきの4月27日に閣議決定をされました緊急経済対策であります平成21年度補正予算において、文部科学省から報道発表されているスクール・ニューディール構想についてと、我が町の子供たちの安全・安心の確保の点から、保育園における安全連絡についての2点についてお伺いをいたします。

まず最初に、スクール・ニューディール構想についてであります。現在、国会で平成21年度補正予算案について議論され、参議院で可決されたものの、衆議院の優先権により5月30日可決されたと報道がなされております。この緊急経済対策における文部科学省所管の中にあるスクール・ニューディール構想には、大きく分けて、学校耐震化の早期推進、太陽光パネルを初めとしたエコ改修の拡大、学校ICT環境整備の二つがあるとのことです。事業費総額で4,881億円となっております。

そこで私は、平成19年度の3月議会におきまして、我が町における教員のICT活用指導力について一般質問をした経緯もあり、今回は、学校ICT環境整備に絞って質問をさせていただきたいと思っております。

国におきましては、IT新改革戦略に掲げられた教育の情報化の目標について、平成22年度末までに超高速インターネット接続率100%、校内LAN整備率100%、教育用コンピューター1人当たりの児童・生徒数3.6人、教員用コンピューター整備率100%等を掲げておるわけですが、平成20年3月現在の全国における整備実態は、この目標数には遠い状況とのことであります。

我が町の整備実態を見てみますと、文部科学省が発表している数値、これは平成20年3月1日現在のものですが、小・中学校の合計数値で、超高速インターネット接続率は25%、普通教室の校内LAN整備率はゼロ%、これは県下で最下位であります。教育用コンピューター1台当たりの児童・生徒数は19.1人で、これも最下位であります。また、教員用コンピューター整備率は20%で、これは県内で33位であります。全部で37市町のある中の33位でございます。という内容でございます。

私なりにこのデータを分析してみますと、普通教室のLAN整備率や教育用コンピューター1台当たりの児童・生徒数において、整備が完了もしくは高い整備率を示している県内の自治体は、比較的財政指数の低い自治体のほうが整備率が高い状況となっているようでございます。今まで国のさまざまな教育関連の補助事業等を利用して、整備をしてきたのではないかと思います。我が町の整備状況を過去2年間、平成19年度と20年度、同じように分析して比較をしてみますと、普通教室のLAN整備率は、ゼロ%そのままです。教育用コンピューター1台当たりの児童・生徒数は、19.02人から19.01人にわずかですが減っております。教員用コンピューター整備率は19.7%から20%と、若干ではありますが、増えております。という教育の情報化に向けた取り組みとしては、大変な残念な数値となっております。

国は、このような教育分野におけるICT環境整備のおくれから、今回の緊急経済対策によりIT新改革戦略が目指す整備目標を一気に達成するため、学校ICT環境整備事業を盛り込んでいるとのことであります。この事業費の内訳を見ますと、国負担分として、学校ICT環境整備事業補助金等により事業費の2分の1、2,000億円を補助し、地方負担分として残りの2分の1、2,000億円を地域活性化・経済危機対策臨時交付金等により補助していくという内容のものであり、自治体の財政指数により査定はあるものの、ほとんど丸抱えの状態で学校におけるICT環境整備ができてしまうという事業であります。

この学校ICT環境整備事業には、次の四つの整備目標があり、すべてのアナログテレビをデジタルテレビに、公務用コンピューターを教員1人に1台、教育用コンピューターを児童・生徒3.6人に1台、すべての普通教室に校内LANを整備というものであり、先ほども

申しましたが、おこなっている教育の情報化をこの機会に一気に達成するための位置づけというものであるということです。

文部科学省が公開している資料によりますと、学校内におけるコンピューターの整備だけでなく、既存のアナログテレビをすべて50インチ以上のデジタルテレビへの買い替えや、地上デジタル放送へ対応するためのアンテナ工事なども含まれております。素人考えではありますが、我が町の学校ICT環境整備の実態と照らし合わせて考えたとき、交付金の交付対象欄にある「地方交付税の基準財政需要額の算定方法等に準じて、外形基準に基づき交付限度額を設定する」という字句が気になるころではあります、この機会をとらえて一気に整備し、県内でもトップクラスの整備率まで引き上げてほしいと思っております。

もっと申し上げますと、今日の高度情報化社会の中へ巣立っていく子供たちのために、1日も早くICT環境を整備し、情報化社会を生き抜いていく力を養ってもらい、インターネット社会において子供たちが不用意に被害者、加害者となる事件に巻き込まれないようにしてほしいと思うわけでもあります。御存じのように教育の情報化は、単にコンピューターを初めとするハード機器を整備すれば終わりではなく、その利活用により児童・生徒の情報活用能力の向上や教職員の公務の効率化や事務量の軽減、学校運営経費の削減につながるとも言われており、さまざまな研究報告や提言等にもまとめられるところでもあります。

そこで、お伺いいたします。

1点目としまして、文部科学省が毎年調査している学校における教育の情報化の実態等に関する調査の結果はどうなったのでしょうか。

2点目として、1点目の調査結果をもとに、国が緊急経済対策の中で考えているスクール・ニューディール構想について、我が町としましてどのように取り組んでいくかをお聞きします。

次に、2点目ではありますが、保育園における安全連絡網についてであります。

私は、平成19年度の12月議会におきまして、子供の安全・安心の確保について、犯罪から子供を守る取り組みとして、当時、黒田教育長から前向きな御答弁をいただき、平成20年度から町内の小・中学校におきまして、子供安全連絡網サービスを実施しております。私の地区に居住されております保護者の方からも、「以前の電話連絡ではなかなか次のお宅につながらない、大変だったけれども、すごくこのシステムができて便利になりました」、また「学校からの連絡が自分の登録した方法で確実に届いて便利になり、また安心になりました」というような声も多数入っております。聞くところによりますと、私立の幼稚園におきましても、それぞれ既にもうメール連絡等で実施していると聞いておりますけれども、保育園ではまだこのシステムは利用をしていないということでございます。保育園につきましては、基本的には園児の送り迎えにつきましては親御さん等が行うことになっているわけでございますけれども、保護者会の役員さんから、連絡がまだ従来の電話連絡等によるものであるために時間がかかったりということで、「すごく不便です」というような声も聞いております。確かに子供の安全を確保するには、さまざまな方法や手段、対策があると思っておりますが、学校や保育園と保護者における情報のやりとりは、そのさまざまな方法や手段、対策の根幹をなしている情報基盤ではないかと思っております。

そこで、お伺いをしたいと思いますけれども、緊急時における連絡網の現在の状況と、これからの取り組みにつきましてお尋ねをしたいと思います。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（増田宏胤君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 議員御質問の2点のうち、「保育園の安全連絡網について」、先に答弁させていただきます。

「保育園の安全連絡網について。緊急時における連絡網の現状と、これからの取り組みは」についてお答えします。

町内の保育園において、台風や暴風雨などの気象状況に基づき休園する場合や、園児の体調急変などで緊急の引き渡しを必要とする場合などに、緊急連絡網により保護者に連絡することを保育園入園の際に保護者に配布する入園のしおりの中でお知らせしておりますが、近年、気象情報に基づく連絡に加え、園児の安全の確保のための災害、犯罪、不審者情報や新型インフルエンザ予防対策情報、保育園の主要行事の変更等、連絡を要する情報は多岐にわたっております。保育園の緊急連絡網は、年度当初に各保育園の保護者会で作成し、保護者から保護者への電話により言い継ぐ方法をとっております。町内の各保育園は、保育の実施基準に基づき、児童の保護者いずれもが児童を保育できない者で、かつ同居親族その他の者が保育することができないと認められる場合に保育の実施を行うとしていることから、この電話連絡では、伝達すべき情報が保護者の不在などですべての家庭の保護者に行き渡らない場合が生じ、また連絡先が保護者のみの場合には、昼間は仕事をしているため、言い継ぎによる伝達に多くの時間を要することもあって、緊急時の連絡網としては改善をしなければならないと言えます。

関西地方における小学生の殺傷事件を契機に、児童・生徒の安全対策が重要な課題となり、情報関連各社は緊急連絡システムの開発に積極的に取り組んでおります。こうしたシステムの導入の検討に当たり、携帯電話を使った緊急連絡システムに関するアンケート調査を保育園児の保護者に対して実施いたしました。調査の結果、携帯電話はほとんどの保護者が所有しているものの、メールアドレスがない保護者もいること、携帯電話を所有していない保護者もいること、現状の緊急連絡方法に対して不便さを感じていることなどが判明いたしました。

当町の小・中学校では、平成20年6月から緊急連絡システムを導入し、緊急連絡システム、通常連絡、追いかけて連絡の3種類の連絡方法を定め、連絡情報の内容に応じて、いずれかの方法で連絡をしております。保育園における情報伝達は、緊急連絡網の使用頻度から見ますと、保護者からの出欠席の連絡が主であって、保育園から保護者への緊急連絡は数も少ないことから、より効率的な二方向情報伝達を可能とするシステムの検討が課題となっております。平成20年度に各保育園にパソコンを配備して、インターネットに接続しておりますので、パソコンを利用したメールの送受信は行うことが可能な環境でございます。一方、保育園からの緊急連絡網による緊急連絡の実施状況は、平成18年度に1回、平成19年度に1回、平成20年度では皆無であり、極めて使用頻度の低い状況でございます。

このような緊急連絡の実態を踏まえつつ、小・中学校に導入したシステムの運用状況を参考にして、保育園の連絡網として情報伝達が正確、迅速、公平にほぼリアルタイムで全員にメッセージが届き、かつ個人情報のセキュリティが万全であることを視点に、どのような

システムが適当であるか、導入を検討してまいりたいと考えております。

○議長（増田宏胤君） 続いて、教育長、黒田和夫君。

○教育長（黒田和夫君） 御質問の「スクール・ニューディール構想について」お答えします。

スクール・ニューディール構想は、国が過去最大の15兆4,000億円程度の財政支出を行う経済危機対策の一環として、全国に約3万5,000校ある公立の小・中学校に対し、学校耐震化の早期推進、それから太陽光パネルを初めとするエコ改修及びICT環境の整備などを進めていこうというものであります。このうち、公立学校施設の耐震化については、Is値が0.3未満の施設の耐震補強をすべて行うとともに、Is値が0.3以上0.5未満の施設は危険度の高いものを優先した上で、また必要に応じ、Is値0.7未満の施設についても耐震補強をしていこうとするものであります。太陽光発電システムの導入については、国の太陽光発電の導入拡大のためのアクションプランに基づき、小学校、中学校、高校、大学等における太陽光発電の導入拡大と、太陽光発電を環境教育等へ活用することを促進しようとするものであります。さらにICT環境の整備においては、すべてのデジタルテレビ化、すべての普通教室に校内LANを整備、教育用コンピューターを児童・生徒3.6人に1台、公務用コンピューターを教員1人1台導入という目標を掲げ、ICT環境の整備を行おうとするものであります。

さて、当町の小・中学校の耐震化については、住吉小学校の管理教室棟がIs値0.73、昇降及び特別教室棟がIs値0.86で、中央小学校は、管理特別教室棟がIs値1.13、教室棟及び特別教室棟がIs値1.02、渡り廊下がIs値1.4、自彊小学校はIs値0.95であり、いずれも公立学校施設にかかわる大規模地震対策関係法令の基準を満たしております。また、吉田中学校校舎及び各学校の体育館につきましては、それぞれ新耐震基準に適合しております。

次に、エコ改修につきましては、住吉小学校体育館及び自彊小学校体育館において、既に太陽光パネルが設置されていること、また中央小学校においては、雨水の再利用を行っており、この分野での施設整備及び環境教育については、国がスクール・ニューディール構想を打ち出す前に、当町は既に取り組んでいるところであります。さらに申し上げますと、町立図書館では、お気づきのことと思いますが、太陽光パネルを設置するとともに、刻々発電量がわかるような仕組みを設置しております。さらに、学習を通して、エコ化の重要性の認識を高め、学校生活の中での節電・節水を初め、自然の光や風を活用する学習も行っております。

最後に、ICT環境の整備についてであります。本町の小・中学校のパソコンの整備率は、教育用コンピューターが児童・生徒19人に1台、公務用コンピューターが教員5人に1台、デジタルテレビについてはこれから更新していくという状況であります。この中で、地上波デジタルテレビについては、平成23年7月24日でアナログ放送が終了することに既に決まっております。財政的に許されるものであれば、何らかの形で計画的な整備を進めていきたいと考えております。また校内LANにつきましては、平成18年8月に教育用パソコンを整備した際、パソコン教室と職員室、事務室、保健室及び校長室をLAN配線し、公務用パソコンにより処理しているところであります。

最近、国から矢継ぎ早にパソコン配備の施策が打ち出されてきておりますが、これを機会に、今立ちどまって、この国の将来を担う子供たちの教育のために何が大切で、何が必要であるかを考えることも忘れてはならないことであると思っております。学校ICT環境整備につい

ては、あえて国の目標にこだわらず、とりあえず、限られた財源の中で与えられた機器を有効に活用するとともに、できるところから順次整備に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 3番、市川陽三君。

○3番（市川陽三君） 3番、市川陽三でございます。

再質問を幾つか考えてきていたわけでございますけれども、先ほど、同僚議員から先取りをされまして、ほとんど出てしまいました。その中で、ちょっと先の3月議会の際に、私が小学校、中学校のパソコンの保有台数は現在どんなような形になって、十分だろうかという質問をさせていただきましたところ、当時の学校教育課長から、「他の町と決して劣っている数字ではありません」というようなことを明確に回答が来たわけでございますけれども、実際のところ、数値を拾ってみますと、先ほど申し上げましたような形の結果になっていたわけでございますけれども、その点につきましてどのようにお考えかちょっとお聞きしたいと思っております。

○議長（増田宏胤君） 教育委員会事務局長、高橋正旨君。

○教育委員会事務局長（高橋正旨君） 教育委員会事務局でございます。

今、議員おっしゃられるとおりに、数字上ではかなり劣っているということで、できるところから、先ほど教育長が答弁させていただいたように、財政当局と話をさせていただきながら、今後でもできるところから、とりあえずは先ほど企画課長のほうで答弁させていただきましたけれども、公務用のパソコン、これを第一優先という形で今事を考えておりますので、そのように御承知願いたいと思っております。

以上でございます。

○議長（増田宏胤君） 3番、市川陽三君。

○3番（市川陽三君） それこそ、先ほど企画課長のほうからも、今年度中に教員のパソコンですね、100%の1人1台ということで設置をするというような明確なお答えがございましたので、この件につきましてちょっと再質問しようと思っていたんですけれども、そういった明確なお答えがございましたので、よろしくお願いをしたいと思っております。

それと、先ほど同僚議員からも、教員の使っているパソコンでございますけれども、今現在は大半が個人用のものを使われているということでございますけれども、いろんな新聞、あるいはテレビ等で、データを盗まれたとか、そういったものが結構報道されていますけれども、それはまだまだほんの「氷山の一角」じゃないか。全然表に出ていないというものも結構あるじゃないかなというような思いがするわけでございますけれども、当町におきまして、そういう事例は今までありましたでしょうか。

○議長（増田宏胤君） 教育委員会事務局長、高橋正旨君。

○教育委員会事務局長（高橋正旨君） 過去1件、ちょっとそういう似たような、紛失までもいかないんですけれども、ちょっと置き忘れたとか、そういうことが1件あったというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（増田宏胤君） 3番、市川陽三君。

○3番（市川陽三君） そういった事故を防ぐためにも、先生用のパソコンが100%導入されるということになれば、そういった事故もなくなってくると思っておりますので、その点につきま

しても、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、ニューディール構想につきましても、大分かぶった部分が多くなりましたので、以上にしたいと思ひます。

続きまして、保育園の安全連絡網についてでありますけれども、先ほど町長から御答弁をいただきましたけれども、担当課が違ふわけですよ、保育園と、それから小・中学校、それぞれ違ふわけですが、また私立の幼稚園が2園あるわけですが、こういったところとのうまく連携をしながらやっていくというようなお考えはありますか。

○議長（増田宏胤君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 基本的には、やはり子供さんの安全の問題でございますので、最終的にはですね。当然ながら組織的にやはり統一的方法でやっていかなければならないと思っておりますので、そのような指示は出してあります。

〔「ありがとうございます」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 3番、市川陽三君。

○3番（市川陽三君） それでは、今の件につきましても、田村町長におかれましては、子供さん、あるいはお母さん方には、すごく理解のある方でございますので、引き続きこちらの要望がうまくなるように、これからもよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上をもちまして、質問を終わります。

○議長（増田宏胤君） 3番、市川陽三君の一般質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（増田宏胤君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、19日金曜日午前9時から本会議最終日であります。よろしくお願ひします。

本日はこれにて散会します。

散会 午前10時21分

開議 午前 9時00分

- 議長（増田宏胤君） 改めて、おはようございます。
本日は定例会第15日目、最終日でございます。
-

◎開議の宣告

- 議長（増田宏胤君） 本日の出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
-

◎議案第54号の質疑、討論、採決

- 議長（増田宏胤君） 日程第1、第54号議案 吉田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。
これより第54号議案についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田宏胤君） 質疑を終結します。
討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田宏胤君） 討論を終結します。
採決に入ります。
お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。
-

◎発議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（増田宏胤君） 日程第2、発議案第5号 吉田町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。
本案について、提出者、永田智章君の説明を求めます。
7番、永田智章君。

〔7番 永田智章君登壇〕

○7番（永田智章君） 7番、永田智章です。

発議案の説明を申し上げます。

発議案第5号 吉田町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について御説明申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、地方自治法第100条12項に、議会は会議規則に定めるところにより、議案の審査または議会の運営に関し協議または調整を行う場を設けることができるという規定が新たに設けられました。このことにより、議会活動としての全員協議会を会議規則に規定するものであります。

それでは、発議案第5号について本文を朗読し、説明とさせていただきます。

末尾についております参考資料発議案第2号関係、これを御参照くださいませ。

発議案第5号 吉田町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について。

吉田町議会会議規則（昭和39年吉田町議会規則第3号）の一部を改正する規則を別紙のとおり制定いたしたいので、地方自治法第112条及び吉田町議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成21年6月19日提出。

吉田町議会議長、増田宏胤様。

提出者、吉田町議会議員、永田智章。賛成者、吉田町議会議員、杉村嘉久君、同じく、藤田和寿君、同じく、八木宣和君、同じく、河原崎昇司君、同じく、八木 栄君。

吉田町議会会議規則の一部を改正する規則。

吉田町議会会議規則（昭和39年吉田町議会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第69条第2項の中「第109条の2第3項」を「第109条の2第4項」に改める。

第116条を第117条とする。

第16章を第17章とする。

第115条を第116条とする。

第15章を第16章とし、第14章の次に次の1章を加える。

「第15章 全員協議会

（全員協議会）

第115条 法第100条第12項の規定により議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として、全員協議会を設ける。

2 全員協議会は、議員の全員で構成し、議長が招集する。

3 全員協議会の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。」

以上でございます。

○議長（増田宏胤君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 質疑を終結します。

永田議員、御苦労さまでした。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（増田宏胤君） 日程第3、発議案第6号 議会改革特別委員会設置に関する決議についてを議題とします。

本案について、提出者、八木 栄君の説明を求めます。

13番、八木 栄君。

〔13番 八木 栄君登壇〕

○13番（八木 栄君） 13番、八木 栄です。

発議案第6号 議会改革特別委員会設置に関する決議について御説明申し上げます。

地方分権の推進により地方自治体の権限・役割が増大するとともに、自主性・自立性が強化されており、これに呼応して住民の代表機関としての議会の役割も量的に増大し、質的な充実が求められております。議会が住民の負託にこたえ、その役割にふさわしい責任をいかにして果たしていくか、その制度と運用の両面について、本格的な改革の意思と具体的な提案を示す必要があることから、議会基本条例の制定に向け、調査・研究のため特別委員会を設置するものであります。

それでは、発議案第6号について、本文を朗読し、説明とさせていただきます。

発議案第6号 議会改革特別委員会設置に関する決議について。

別紙のとおり、吉田町議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成21年6月19日提出。

吉田町議会議長、増田宏胤様。

提出者、吉田町議会議員、八木 栄。賛成者、吉田町議会議員、佐藤正司君、同、枝村和秋君、同、市川陽三君、同、杉村嘉久君、同、藤田和寿君、同、片山 武君、同、永田智章君、同、八木宣和君、同、大塚邦子君、同、吉永満榮君、同、勝山徳子君、同、河原崎昇司君。

議会改革特別委員会設置に関する決議。

次のとおり、議会改革特別委員会を設置するものとする。

記。

1 名称 議会改革特別委員会。

2 設置の根拠 地方自治法第110条及び吉田町議会委員会条例第4条。

3 目的 議会及び議員の活動の活性化と充実を図り、議会基本条例の制定に向け、調査・研究をする特別委員会を設置する。

4 委員の定数 委員会の委員は、7名をもって構成する。

5 継続調査 委員会は、議会の閉会中も調査を行うことができる。

6 設置期間 上記事件の調査が終了するまでとする。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 質疑を終結します。

八木議員、御苦労さまでした。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

ここで資料配付のため暫時休憩します。

休憩 午前 9時10分

再開 午前 9時12分

○議長（増田宏胤君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◎日程の追加について

○議長（増田宏胤君） ここでお諮りします。

お手元に配付のとおり、議会改革特別委員の選任についてを日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに議題としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

よって、追加日程第1を日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに議題とすることに決定しました。

◎議会改革特別委員の選任について

- 議長（増田宏胤君） 追加日程第1 議会改革特別委員の選任についてを議題といたします。
ここで暫時休憩します。

休憩 午前 9時13分

再開 午前 9時29分

- 議長（増田宏胤君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

議会改革特別委員会の委員を選任します。

お諮りします。

議会改革特別委員には、総務文教常任委員会から2名の方ではありますが、市川陽三君、吉永満榮君。それから、産業建設常任委員会では、佐藤正司君、枝村和秋君であります。指名したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

したがって、議会改革特別委員は、市川陽三君、吉永満榮君、佐藤正司君、枝村和秋君に選任することに決定しました。追加します、八木 栄君、それから藤田和寿君、杉村嘉久君、以上7名であります。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前 9時31分

再開 午前 9時49分

- 議長（増田宏胤君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

正副委員長互選の結果の報告を受けました。

その結果を報告いたします。

委員長に八木 栄君、副委員長に佐藤正司君、以上のとおり報告がありましたので、発表させていただきます。

◎議員派遣について

- 議長（増田宏胤君） 日程第4、議員派遣についてを議題とします。

吉田町議会会議規則第115条第1項の規定による議員派遣については、お手元に配付した議員派遣の件のとおり、現時点で期日等が確定している行事について派遣したいと思います。お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付してあります議員派遣の件のとおり派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（増田宏胤君） 異議なしと認め、議員派遣については、お手元に配付してあります議員派遣の件のとおり派遣することを決定しました。
-

◎議会閉会中の継続調査について

- 議長（増田宏胤君） 日程第5、議会閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務文教常任委員会委員長から所管事務調査について、議会運営委員会委員長から所管事務調査について、それぞれ会議規則第71条の規定によってお手元に配付しましたとおり、議会閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、2委員会とも閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎町長あいさつ

- 議長（増田宏胤君） 以上で、平成21年第2回吉田町議会定例会のすべての日程が終了しました。

閉会に当たり、町長からごあいさつをいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

- 町長（田村典彦君） 議員の皆様におかれましては、当局が出しました吉田町固定資産評価審査委員会の委員の同意につきまして、皆様の御同意をいただきましてありがとうございました。

私このごろ、朝早く起きてウォーキングと、それからジョギングしているんですけども、ジョギングするときは、頭の中にいつも「我慢我慢、辛抱辛抱」なんて思いながら走っているわけですが、皆様はこの次お会いするのは、正式には9月の定例会でございますけれども、その前にこの町の今後も占う意味において、榛原病院のあり方というものが、この町にとりまして最大の懸案事項として浮かび上がってくるわけですが、指定管理者制度を入れたというものは、これは紛れもなく選択肢がもうほかにないと、とるべき道はもうほかにないという形にまで追い込まれた結果でございますけれども、そういう一面と同時に、今度は他面、本当に指定管理者制度をやって、この先、榛原病院というものが地

域医療の確保という意味において、本当に指定管理者制度が描く方向でいくのだろうかというふうな不安というものも、いつも頭の中をよぎります。

しかしながら、もはやほかに選択肢がないというところでとった指定管理者制度でございますので、何はともあれ成功に導かなきゃならないと思って、牧之原市長ともども頑張るつもりでおりますけれども、議員の皆様におかれましては、これからの6月の残り、それから7月、8月と、非常に厳しい日々が参りますけれども、ぜひともその閉会中の間にこの榛原病院の問題というものは、単に榛原病院の存続だけではなくて、我が町の存続そのものにもつながってくる問題であるということをよく認識の上、よろしく御理解、御支援賜りたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

本定例会ありがとうございました。

◎議長あいさつ

○議長（増田宏胤君） ありがとうございます。

ここに、平成21年第2回吉田町議会定例会を閉会するに当たり、一言ごあいさつを申し上げたいと存じます。

本定例会は、6月5日以来、15日間にわたり諸議案の審議をいただきましたが、本日ここに、すべての議事が終了し、閉会の運びとなりました。これも議員各位の終始極めて真剣な御審議によるものと心から厚くお礼を申し上げます。

町民の意思を町政に的確に反映させるためにも、今後も議会改革活性化に取り組み、町民の皆様への負託にこたえられるべく努めてまいりたいと思います。議員各位におかれましては、閉会中の各委員会活動を初め、何かと御多忙のことと存じますが、町政の積極的な推進に御尽力賜りますようお願い申し上げます、まことに意を尽くしますが、閉会のごあいさつといたします。

◎閉会の宣告

○議長（増田宏胤君） これをもって、平成21年第2回吉田町議会定例会を閉会します。
御苦労さまでした。

閉会 午前 9時56分